

統計研究参考資料

No.50

英國統計制度関係資料

1997年3月

法政大学日本統計研究所

The Japan Statistics Research Institute
Hosei University

はしがき

今年は、昭和22年5月にわが国の統計法が施行されて50年の節目の年を迎える。戦後、新たに民主主義体制下で再建されたわが国の統計制度の半世紀の歩みを顧みると、その後の社会経済の変化や情報技術の革新さらには行政機構改革に伴う統計組織の再編など、統計調査ならびに統計制度を取り巻く環境の変貌には実に目を見張るものがある。

さらに社会・経済のグローバル化の波は統計の分野にも及んでおり、統計分類の国際統一基準の作成といったようないわば古典的な統計の国際化の枠を超えて、今日では様々な分野で海外の動向との調整が求められるようになってきているように思われる。統計データの国際流通や秘密保護に関する欧州委員会などの共通規定の作成などはその一例にすぎない。このような外圧は、国際化の加速化に伴い今後ますます強まりこそすれ、これまでのように「国民国家」的に各国が統計の独自性を主張できる根拠はますます薄くなっていくものと思われる。

諸外国における統計の新たな動きの中で一体何が問題とされ、いかなる解決の方向が模索されているかといったことは、それ自体興味ある検討課題である。それだけでなく、その分析は、わが国における将来の統計あり方を模索していく上でひとつの有効な示唆を与えるものと期待される。

このような問題関心から最近特に注目されるのは、イギリスの統計制度の動きである。同国では、国際的にはユーロstattや欧州委員会からの様々な要請に対する対応を求められる中で、国内的には1996年4月に統計機構の再編を断行し、また1991年センサス実施を契機にセンサスマクロデータの提供に踏み切るなど、最近あわただしい動きを見せている。

本書は、イギリスの統計制度に関するいくつかの法規、統計行政の実務の基礎文書、さらには1990年代の新たな動きとして注目されるセンサスマクロデータの提供の実際に関わる論文などをまとめて一つの資料として編集したものである。資料解説にも紹介されているように、本書に収録された資料は分野の面でもまた内容の法制度上の具体性のレベルにおいても多岐にわたっており、系統的に整理されたものではない。ただしそれぞれは国家統計局の現在のデータ保護制度ならびにその根拠規定ということで、同局の政策に深く関わる文書といえる。

なお、本書の他に 最近のイギリスの統計制度を紹介したものとして、「諸外国

における統計の制度と運営』(その20) 総務庁統計局統計基準部国際統計課、1996年3月、がある。これは、中央統計局(CSO)、人口センサス調査局(OPCS)その他、各省庁の各統計部門の1993／94年度の職員数、主要統計活動実績ならびに1994／95年度の主要な計画を紹介したものである。1996年4月のCSOとOPCSの国家統計局への改組の部分をカバーしていないとはいえる、イギリスにおける政府統計機構(The Government Statistical Service: GSS)について一応の鳥瞰を行うには有効である。本資料と併せて参考されたい。

なお、本書所収の資料の訳出は、本研究所の森博美が担当した。

1997年3月

法政大学 日本統計研究所

本資料は、平成8年度文部省科学研究費補助金重点領域研究「統計情報のフロンティアの拡大—ミクロデータによる社会構造解析—」の計画研究A02(エ)「各国ミクロデータの相互利用に関する制度研究」の成果として刊行するものである。

目 次

はしがき (1)

資料解説 (4)

<機構>

I. イギリス国家統計局機構文書 (7)

<企業情報と秘密保護>

II. 1947年商業統計法(抄) (23)

III. 国家統計局企業憲章 (25)

IV. 企業情報の秘匿性の維持 (30)

<秘密保護政策>

V. 国家統計局データ保護政策 (35)

VI. 国家統計局情報システム安全保証政策 (39)

VII. データの秘密保護 (47)

VIII. データ管理官のためのガイドライン(案) (52)

<統計の普及>

IX. 価格設定と普及政策 (60)

<ミクロデータ>

X. イギリスにおけるセンサスミクロデータ：その可能性 (65)

XI. イギリスにおけるセンサスミクロデータの提供 (84)

資料解説

森 博美

以下に、本書に収録した翻訳資料、論文の内容について簡単に解説する。

1996年4月1日、イギリスの旧中央統計局(Central Statistical Office: CSO)と人口センサス調査局 (Office for Population Census and Surveys: OPCS)は、大蔵省の外局の一つ国家統計局 (Office for National Statistics: ONS)として統合再編された。 I. Framework Document: Office for National Statisticsは、イギリスの新統計機構に関する現在のところ唯一の紹介文書である。そこでは統計局長や諮問委員会、管理委員会の権限と役割、統計の普及、データ収集や秘密保護等を規定しており、それらは国家統計局の統計行政遂行の基本となるものである。またそこには大蔵大臣から統計局長への権限委譲についても定められている。

II. Statistics of Trade Act, 1947(10 & 11 Geo. 6. Ch.39)は、商務省(現在の貿易産業省)が所管する統計について、その作成、提供などを規定したものである。ここに訳出した第9条(情報の開示)は、同省のみならずイギリスの国家統計機構(Government Statistical Service)全体のデータ開示政策の基本原則としてその後の政策立案および政策運用の根拠法規となっている。

III. ONS Business Charter: a partnership with Businessは、国家統計局が作成する統計の利用者であるとともに統計原情報の提供者である企業との関係を規定したものである。その中には、同局の社会的使命だけでなく、原情報の提供者である企業に対する秘密保護の約束の宣言、さらにはそれを保証するシステムなどを規定している。この憲章の内容で特に注目されるのは、(1)企業の報告負担、特に従業員数10人未満の零細企業に対して特別憲章を設け、調査の実施から3年間は新たな調査の対象とはしないなど、負担の軽減に特別の配慮が見られること、(2)「企業統計利用者グループ」を組織し、企業の側からの統計ニーズを積極的にくみ上げるシステムが構築されている点、が注目される。さらに、統計に関する苦情処理についても、国家統計局が単に照会窓口を公示しているだけでなく、10就業日以内に責任ある回答を出すことを自らに課していることが興味深い。

IV. Maintaining the Confidentiality of Business Information: Notes for Guidance (November 1996)は、識別可能な統計単位に関するデータの取り扱いおよびデータの提供に関する規則を規定したものである。そこには、企業を識別するいかな

る情報も秘密とされ、それらは常に安全に保持される。それはまた政府行政機関さらにはユーロstatttに対する情報提供についてもその開示原則を定めている。また、付録Bは、1947年商業統計法に基づく大臣命令として、企業情報の提供対象となる省庁、ならびに提供先でのその使用目的の一覧を示している。

V. Office for National Statistics: Data Protection Policyは、国家統計局の情報提供・保護政策の根拠となる保護政策文書のひとつである。この文書には、個人データの保護のための国家統計局の責任ならびに違反事件に対する調査権限をデータ保護登録局(ODPR)に付与している。また保護政策の今後に関して、国家統計局がヨーロッパ委員会による新たなデータ保護命令の採択に伴うイギリス国内法の調整、整備の必要性を指摘している点も、秘密保護法令の国際基準化との関連で興味深い。さらに付録Aに掲げられている「データ保護原則」は、イギリスにおける個人データ保護政策の内容を具体的に知る上での基本文書として有効である。

1995年のヨーロッパ委員会のデータ保護指令を受けてイギリス内務省(Home Office)は、関係各省に必要な取り組みの要請を指示した。これに対する各省の回答を集約して、1997年秋に同省は法案をまとめ、98年に正式に法制化することになっている。

VI. Office for National Statistics IS Security Policyは、国家統計局が保有するデータさらには同局の情報システムの安全保証を規定したものである。この中には、データの秘密保護のために配置されたデータ管理官(Data Custodians)等の職務、情報システムへの外部からのアクセス管理やビールスに対する安全保証、バックアップ体制などが具体的に定められている。

イギリス国家統計局は、上述のデータ管理官の他に彼らへの助言責任を持つデータ保護・秘密保護官(Data Protection and Confidentiality Officer)制度を設置している。VII. Maintaining the Confidentiality of Data: Office for National Statisticsは、このデータ保護・秘密保護官の職務を含め、同局の統計情報の秘密保護政策の基本的考え方を示したものである。なおこの文書の冒頭にはデータ保護局による序文がよせられており、それがデータ保護局の保護制度の中に位置づけられておりことを示している。

VIII. Guideline for Data Custodians (Draft: Ver.1)は、1996年7月に作成されたデータ管理官のための手引き書の素案である。その中には管理官の主要任務、管理官の配置定数と指名、業務の他への委譲などが規定されている。

IX. Pricing and Dissemination Policy: Office for National Statisticsは、国家統計局の統計提供政策を規定したものである。そこでは、刊行物あるいはその他の媒体での統計情報の提供とそれに伴う価格設定原則が示されており、特に統計の提供へのマーケッティング原則ならびに統計作成に関連する経費を積極的に統計の有料提供によって回収するというコスト原則が明瞭に打ち出されている。この点は、行政改革に伴う予算削減を単に受動的に甘受するのではなく、統計情報の市場を積極的に追求することにより、新たな統計ニーズを発掘し、情報提供拡充のための経費を自ら確保するという試みが見られる。

X. 「イギリスにおけるセンサスミクロデータ：その可能性」(クリス J. デーナム)は、人口センサス調査局(OPCS)がセンサスミクロデータの提供に踏み切る以前のそれをめぐる可能性と提供に向けての課題を同局職員が率直に記述したいわば提供前史に属する文献である。

そこで興味深いのは、現在旧OPCSからセンサスデータを購入し、それを匿名個人レコード(Samples of Anonymised Records: SARs)という形でセンサスミクロデータ提供の窓口となっているマンチェスター大学センサス・サーベイ研究センター(CCSR)に供与している社会経済研究会議(ESRC)がセンサスデータの購入希望者として名乗りをあげている点である。

その後、1989年にESRCにはマンチェスター大学の故Catherine Marsh教授を座長とする Subcommittee of the ESRC's Census Working Party が組織され、SARの編成、秘匿性措置の有効性の検証など一連の研究を経て SAR が作成されることになる。

XI. 「イギリスにおけるセンサスミクロデータの提供」(森博美)は、今日、イギリスにおけるセンサスミクロデータの提供の唯一の窓口となっているマンチェスター大学センサス・サーベイ研究センター(CCSR)のセンサスミクロデータ部(CMU)を取り上げ、そこから提供されている2%個人SARと1%世帯SARの特徴ならびに提供条件といったミクロデータ提供システムの具体的運用について紹介したものである。

I. イギリス国家統計局機構文書

Framework Document

Office for National Statistics

目 次

はじめに

1. 地位および権限

1.1 地位

1.2 局長の役割

1.5 諮問委員会の役割

1.6 管理委員会の役割

2. 目標、課題、そして機能

2.1 目標

2.4 課題

2.6 機能

3. 大蔵大臣の責任

3.1 議会に対する責任

3.2 責任

4. 局長の職務遂行責任

4.1 総記

4.2 国民の信頼

4.3 定義と方法

4.5 統計の提供と普及

4.6 協約、サービスのレベルについての合意、データ提供に関する合意

4.9 データの収集

4.11 秘密保護

5. 局長の企画立案および報告責任

5.1 業務計画

5.2 報告

6. 議会業務に対する局長の責務

7. 経理官としての局長の責務
8. 戸籍本署長官としての局長の責務
9. 政府統計業務の長としての局長の責務
10. 見直しと刊行物

付録A

付録B

付録C

付録D

付録E

はじめに

国家統計局は、政府統計サービスの他の機関と連携しつつ、政府ならびに広く社会に対して統計情報、分析そして意思決定の改善に必要な助言を提供し、研究を促進し論議に対して情報を提供するとともに、生活上の主要な出来事を記録する業務を行う。

国家統計局には3000人の職員がロンドン、ニューポート(Gwent)、ランカーン、サウスポートそれにティチフィールド(Hampshire)で、国民経済計算、インフレーションの測定、企業統計、労働市場指標、出生・婚姻そして死亡に関する人口動態統計それに人口推計や人口予測を含む様々な統計情報の国民への提供業務に従事している。国家統計局は、社会・経済動向の分析を提供し、地域の動向と特徴を検討し、国民の健康状態の監視を援助する。それは、わが国の社会の全員の利益のために使用される統計の作成を追求する。

出生、婚姻そして死亡の登録を通して同局の業務はあらゆる市民1人ひとりに直接関わる。この事ならびにそのすべての機能の遂行の中で国家統計局の主要な課題は、市民憲章の範囲内で需要者に対して最高の品質のサービスを提供することにある。毎年、大蔵大臣はこのことならびに国家統計局のその他の目的や課題を追求するための挑戦的な遂行課題を提起する。

この機構文書は、国家統計局の業務を指示し指導する。それは国家統計局の地

位と権限を規定し、その目標、課題そして機能を示している。それは国家統計局の活動について議会に対してに責任を持つ大臣である大蔵大臣の責任それに運営上のそして専門的その他の事柄についての局長の責任を規定している。この文書は、法体系および業務評価、人事管理、データ収集それに計算のための枠組みを与える。

1. 地位および権限

1.1 地 位

1996年4月1日、行政機関として国家統計局が発足した。同局は中央統計局と人口センサス調査局を統合したものである。それは大蔵省に所属する。同局の法的枠組みは付録Aに記されている。

1.2 局長の役割

国家統計局は、局長が統括する。下記の場合を除き局長は、この機構文書および承認された計画に従った局の業務と遂行状況に関して大蔵大臣に全面的な責任を負う。この役割において局長は局の常任代表の責任と権限を行使する。

1.3 局長はイングランドとウェールズに対して戸籍本署長官を兼務する。これは開封勅許状によってその代表者が指名される法令に基づく機関である。戸籍本署長官は、登録実施、定期的な人口センサスそして一定の統計情報の収集と公表に関する多くの特別な法的権限と責任を有する。戸籍本署長官はこれらの責任のいくつかの側面について直接法院に対して責任を負う。

1.4 局長は政府統計サービスの長を兼務する。政府統計サービスの長は、内務大臣を通して政府統計の公正性と有効性に関する事柄について首相に面接できる。他の省庁に対して助言を行う時彼は部長を通して適当な省の大臣に報告を行う。

1.5 諮問委員会の役割

諮問委員会は国家統計局の統計業務、局の年次課題そしてこの機構文書に規定された政府統計サービスの長としての彼の責任について局長に助言を行う。諮問委員会はデータの利用者、提供者その他個人の資格で活動している学識経験者から構成される。局長は主題に関する諮問委員会を指名しその他必要な場合にはその他のユーザーグループの組織化を促進し助成することができる。

1.6 管理委員会の役割

管理委員会は政策立案、戦略的思考、局の運営の監督そして対外的な責任について局長を援助する。これは非行政官および局の上級管理者から構成される。

2. 目標、課題、そして機能

2.1 目 標

国家統計局は統計および行政活動を行う。

2.2 統計活動

統計活動において国家統計局は政府統計サービスの他の機関との連携の下に業務にあたり、次のことを目標とする。

- ・あらゆるレベルの政府に対して経済政策および社会政策の策定と監視を支える統計サービスを提供すること、

それに

- ・議会および市民に対し国民の状態を知らせ、政府の業務と活動状況についての窓口を提供し、政府の政策や行動評価の契機を与えること、
- ・企業に対して産業や商業の効率的な機能を促進する統計サービスを提供すること、
- ・研究者、分析者その他の利用者に対して彼らの仕事や研究を援助する統計サービスを行うこと、
- ・これらの目標を連合王国国内、欧州連合そして国際的に促進し、欧州連合や国際的要請にこたえる統計サービスを提供すること。

これらの目標に合致するために国家統計局は政府統計実務規則に従って業務を行う。

2.3 行政活動

国家統計局の行政活動の主要な目標は、

- ・生涯における主要な出来事を登録することにより個人を保護し援助すること。

2.4 課題

これらの目標を追求するための国家統計局の課題は、

- ・市民憲章の範囲内で政府および社会各層における利用者に対するそのサービスの質と適合性を改善すること、
- ・政府の規制緩和政策の実行を含め、国家統計局にデータを提供する者の負担

を最小化すること、

- ・開かれた政府についての政府の政策の範囲内で統計結果の公正性と妥当性についての国民の信頼を改善すること、
- ・政府の政策の遂行を民間部門へ委託する可能性を含め、予算の価値を改善すること、
- ・職員の高い動機づけを維持すること。

2.5 国家統計局は、これらの目標と課題をそれにふり向けられる財源との調和をはかりつつ推進する。機関の財政的、非財政的遂行目標は、大蔵大臣によって付録Bに示されている機能評価枠組みに従って設定される。

2.6 機能

国家統計局の統計機能は、

- ・可能な場合には行政データを使用しながら、定期的な人口センサスを含め、センサスやサーベイにより経済・社会統計を収集すること、
- ・いろいろな源泉から主要統計データベースを編成し、統計情報を保管しアクセス可能にすること、
- ・統計情報を分析し解釈しその結果を提供すること、
- ・国民経済計算を作成すること、
- ・国家統計局が作成した統計やその基礎になっている統計的方法について利用者や政府統計の潜在的利用者に助言を与えること、
- ・統計基準、定義そして分類を開発し、組織的な評価や研究を通して統計結果の質を高めること、
- ・政府統計サービスに対する有効な指導力と機能について中心的機能を果たすこと、
- ・企業その他データの提供者の負担が最小になるようにセンサスやサーベイを管理すること、
- ・特に欧州連合内で国際基準、手続きそして実務の開発と使用に貢献すること。
- ・これらの機能の多くは、政府統計サービス他の機関と共同であたらなければならない。

2.7 国家統計局の行政機能としては、

- ・イングランドおよびウェールズにおける婚姻と(出生、婚姻そして死亡を含む)人口動態に関する登録に関する法律を運用し、地方の登録サービスの業務を

規制し、「要請に応じた」証明サービスを国民に提供すること、

- ・イングランドおよびウェールズの国民健康サービス中央登録および要求に応じてその他の登録を維持、管理すること。
- ・国家統計局はイングランドとウェールズの議会選挙区委員会に事務局ならびに支援サービスもまた提供する。

3. 大蔵大臣の責任

3.1 議会に対する責任

大蔵大臣は（戸籍本署長官が他に対して責任を持つ場合を除き）国家統計局の全活動と同局に配分された財源に関して議会への責任を持つが、同局の日常業務には通常関与しない。

3.2 責任

大蔵大臣はその中で国家統計局が活動する政策および財源の枠組みを決定する責任を有する。これには、

- ・国家統計局の機構文書(Framework Document)に同意すること、
- ・国家統計局とその責務に関連する法案を議会に提出すること、
- ・国家統計局に配分される財源を決定すること、
- ・国家統計局のために毎年向う3ヶ年の事業計画を承認すること、
- ・国家統計局の年次組織目標を設定すること、
- ・組織目標の実施状況を毎年点検すること、
- ・首相の同意の下で通常公開競争により国家統計局局長を定められた期間任用すること、
- ・諮問委員会の任命、管理委員会のための非行政的任命の承認、そして管理委員会の非行政メンバーの機能、責任そして権利事項を承認すること、
- ・小売物価指数の範囲と定義を決定し、小売物価指数諮問委員会にそれを適切なものとして付託すること、
- ・国家統計局がこの枠組み文書に従って活動することができ、局長がその作成結果の公正性を維持でき主張できる自由を有することを保証すること。

3.3 大蔵大臣はまた戸籍本署長官の権限と機能に関して法律によって大臣に課された義務に対する責任も有する。

3.4 大蔵大臣は国家統計局に関する議会の質問や議員からの手紙に最も適切な方

法で回答することを決定し、通常、この機構文書に記された局長の責任の範囲内に関わる事柄について議員に文書回答することを要請する。

3.5 大蔵大臣は省の特別委員会公聴会に局長が出席すべきかどうかを決定する責任を有する。大蔵大臣は局長を国家統計局の日常業務に関する特別委員会公聴会に出席する最適の人物と通常みなす。

3.6 大蔵大臣は自らの責任を遂行するに当たり、局長その他彼が適當とみなす者から助言を求める。

4. 局長の職務遂行責任

4.1 総 記

局長は国家統計局の目標、課題そして機能に関してその業務に責任を負う。局長は付録Cに記されている人事管理の枠組みに従い管理機構、職員の責任そして職の数と職階を決定する。局長は、大蔵大臣の同意を得て、諮問委員会の任命、管理委員会のための非行政的任命の承認、そして管理委員会の非行政メンバーの機能、責任そして権利事項の公表に対して責任を持つ。さらに局長は、保健省主任医務官との協議を経て主任医療統計官の指名に責任を負う。局長は政府の政策に関わる提言について大蔵大臣と協議する責任を有する。

4.2 国民の信頼

局長は国家統計局の専門的独立性、その決定の正当性、不偏性、統計結果の質そしてその統計と解説の公正性と妥当性において国民の信頼を高めることに責任を負う。

4.3 定義と方法

局長は、国際的な合意と協定の枠内で、国家統計局が発表する統計に関する定義と方法に責任を持つ。国家統計局の統計結果質についての方法と情報は公表される。

4.4 小売物価指数(RPI)の場合、特別な取り決めが適用される。指数の範囲と定義は、依然として大蔵大臣所管事項である。局長は小売物価指数に関する方法論的問題に関する助言を指導し、大蔵大臣が適當とみなす事柄について小売物価指数諮問委員会を援助する。

4.5 統計の提供と普及

局長は経済や社会に関する統計の入手を容易にし、普及経費の回収を条件とし

て官庁統計の最大利用をはかることに責任を持つ。局長は、需要者の意見を考慮しつつ、国家統計局が発表する統計の提供の形態、範囲そしてタイミングの決定に責任を負う。局長は時宜に適った方法で統計を提供し、公表日については事前に発表する。

4.6 協約、サービスのレベルについての合意、データ提供に関する合意

局長は大蔵省、保健省、教育・雇用省それに貿易産業省と国家統計局とこれら各省との間の関係に戦略的な枠組みを作り上げる際の協約への合意に責任を負う。目標はそれらに関係する開始年より前にそしてその年に国家統計局が使用できる財源に関して、協約にしたがってこれら各省と交渉し合意される。協約には局長が政府政策に関わる提案についてこれら各省と協議する規定が含まれる。協約は一般に入手可能である。

4.7 協約の運用から生じる実行状況評価は、国家統計局の目標と課題に関して大蔵大臣に提出される組織目標に反映される。協約をさらに詳細な実務レベルの合意や政府省庁その他の機関のデータ提供者との最終合意が補強する。

4.8 局長はまた国家統計局に対して提供されるまた同局が提供するサービスについての基準を設定する協約の適用外の政府省庁やその他の機関との実務レベルの合意を行うこともある。そのような合意は、先の中央統計局と締結された最終合意を包含することになる。連合王国に関するデータの作成にあたり局長は、準州政府からの情報に依拠し、従ってこれら準州政府との合意を行う。

4.9 データの収集

局長は企業、個人、政府省庁その他機関を含め、国家統計局にデータを提供する者への負担を最小化することに責任を負う。局長は、企業の負担軽減のためにとられる手順を規定した応諾計画を公表しそれに従わなければならない。局長はこの任務において彼を援助する中央調査管理機構を維持する。

4.10 国家統計局は付録Dに記されているデータ収集枠組みに従って需要者資金による企業、家計調査を実施する。

4.11 秘密保護

局長は国家統計局が保有する人々および組織の秘密を無許可の情報開示から守る義務を有する。個人によって提供されたデータあるいは個人に関するデータの国家統計局による利用は、データ保護法およびその他の法的要請にしたがう。局長はこの責任を果たすよう企画された秘密保護に関する実務規定を公表しそれを

維持する。

5. 局長の企画立案および報告責任

5.1 業務計画

局長は毎年更新され承認を求めて大蔵大臣に提出される3ヶ年業務計画を策定する。この計画は年次歳出調査における国家統計局の財源要求の論議の材料を提供し、必要に応じてその成果を考慮して改定される。それは承認後公表され、実施に移される。

- ・期間中の包括的な戦略的接近、
- ・効率計画を含め、向う3ヶ年のための成果を財源に適合させる作業計画、
- ・負担軽減のためにとられる手順を規定した応諾計画を含め、作業計画の結果としての企業の負担の評価、
- ・付録Bに記されている遂行状況評価枠組みに応じた計画の初年時の組織目標。

5.2 報 告

局長は大蔵大臣に対して各年度毎に終了後2ヶ月以内に報告を行う。報告には次の点が含まれる。

- ・需要者およびデータ提供者の意見を含め、その年の活動状況の全面的評価、
- ・それぞれの組織計画、効率計画それに応諾計画に対する達成結果の要約目標が達成されていなければその理由の説明と取られたあるいは計画されている対処策の説明。

5.3 局長は年次報告と会計報告を作成する。年次報告は組織計画、効率計画それに応諾計画に対する達成結果の要約を含め、過去1年間の国家統計局の活動状況を総括する。会計報告は大蔵省の指示に従って作成され、会計検査院長官による監査を受けなければならない。年次報告と会計報告は議会に提出され夏期休会以前に公表されなければならない。

6. 議会業務に対する局長の責務

6.1 局長は大蔵大臣その他の大臣に対して国会での質疑への答弁に必要なあらゆる情報を提供し、国家統計局に付託された事柄に関するその他議会事項に対処する。局長は大臣が第一審での答弁が適切な事柄に彼らが遅滞なく言及できることを保証する。

- 6.2 局長は大蔵大臣から要請がなされた場合、議会での質疑あるいは大臣書簡に對して議員に書面で回答する。
- 6.3 局長は大蔵大臣との合意の下に特別委員会に出席することがある。
- 6.4 局長は国家統計局に關係し政府が受理した国家経理委員会、他の議会特別委員会その他議会当局の勧告の実施に責任を持つ。

7. 経理官としての局長の責務

- 7.1 局長は国家統計局の経理官であり、付録Eの会計原則に従ってその予算運用に責任を負う。局長はさらに国家統計局が大蔵省と内閣が発行する政府省庁の効率的運営に関する一般指示書の遵守を保証する。
- 7.2 局長は国家経理委員会に出席する義務を有する。
- 7.3 局長は政府内部監査手引書に従い、国家統計局の内部監査のための適切な措置がなされることを保証する責任を負う。

8. 戸籍本署長官としての局長の責務

- 8.1 イングランドとウェールズに対する戸籍本署長官の任務は次の通りである。
 - ・人口動態事由(出生、婚姻そして死亡を含む)の登録および婚姻法の運用、
 - ・定期的な人口センサスの実施ならびに結果の公表、
 - ・ある種の統計情報の収集と公表。
- 8.2 戸籍本署長官の権限と責任は、法律とその下で出される規則の附則として規定されている。法律は付録Aに列挙されている。法律のいくつかは戸籍本署長官が大蔵大臣の命令の範囲内で行動しなければならないことを規定している。
- 8.3 戸籍本署長官として局長は彼に法的に要求された業務がすべて彼自身によってあるいはその代理者によって適切に遂行されていることを確認する責任を有する。

9. 政府統計業務の長としての局長の責務

- 9.1 局長は政府統計サービスの長である。局長は統計に関する政府の筆頭顧問であり、次のことに責任を負う。
 - ・政府全体に対して調整の取れた、高品質の、費用効果的で容易に入手可能な統計の提供を促進すること、

- ・政府統計の公正性と妥当性を促進し実務規定を守ること、
- ・手法、分類や基準そして情報システムの開発を促進すること、
- ・政府統計のための普及や市場開拓を促進すること、
- ・国際的な統計の発展に有効な貢献を行うことを保証すること、
- ・政府統計の範囲と質および組織や予算の価値に関する事柄について各省に助言を行うこと、
- ・正確で適切な統計を提供するために局の統計専門職の長を援助すること、
- ・統計に関する省庁間の紛争を解決すること、
- ・調査解答者の記入負担を最小にする手段を含め、企業に対する政府統計調査の企画、実施について各省に助言を行うこと。

局長は同時に政府統計専門官の長でもあり、政府全体の熟練統計専門官の利用可能性を高めるために中心となる人材や職員の能力開発機能の維持に責任を負う。
9.2 これらの責任を履行するために政府統計サービスの長は各省の統計専門家の長との協議により業務にあたる。

9.3 政府統計サービスの長はこれらに関して首相に対する年次報告を行う。この報告は公表される。

10. 見直しと刊行物

- 10.1 この機構文書は5年後に見直される。大蔵大臣と局長は修正に同意し、必要に応じて内閣の承認を必要とする追加的な命令や指示書を提出する。
- 10.2 この機構文書およびその後の修正や追補は議会図書館に配架される。
- 10.3 この文書に関する追加情報が必要な場合には、下記に連絡されたい。

Policy Secretariat

Office for National Statistics

Great George Street

London SW1P 3AQ

Tel: 0171 270 3000

1997年1月1日からは、

Policy Secretariat

Office for National Statistics

1 Drummond Gate

London SW1 2QQ

文書の余部については、下記まで連絡されたい、

The Library

Office for National Statistics

Cardiff Road

Newport, South Wales

NP9 1XG

Tel: 01633 812973

付 錄

付録A 法体系

A.1 国家統計局の法体系は次の4つの主要な要素からなる。

戸籍本署長官の権限と責任

企業に関する情報の収集

その他の国家法規

欧州の法規

国家統計局がその下で活動を行うところの法律あるいはそれに本質的な影響を受ける法律はこの付録に追加されている。その一覧には多くの法改正への参照は除外されている。

A.2 戸籍本署長官

戸籍本署長官権限と責任は法律や規則に基づく附則に規定されている。それらは戸籍本署長官に対して基本的に次の点を要請している。

「人口の数と状態」(1920年センサス法)に関する一連の情報を提供すること、そして

婚姻法を運用し出生、婚姻そして死亡といった人生における主要出来事を法に従って登録することを保証すること。

A.3 企業に関する情報の収集

1947年の商業統計法は、「経済動向の評価や産業に対する統計サービスの提供ならびに政府省庁がその業務遂行を行うための企業に関する一連の情報の収集の

権限を付与している。この機構文書は（「カールトン」原則に従って）局長が商業統計法の下で彼に委任された法的機能の行使のために大蔵大臣が局長に与えた権限を反映している。

A. 4 他の省庁による情報収集を支配しました統計作成目的のために国家統計局にデータの移転を許可した諸規定を含め、他のいくつかの法律も企業情報の収集に関係している。

A. 5 その他の国の法規

国家統計局はまたその他の国の法規にも規定される。国家統計局の活動に特に大きな意味を持つ法律だけが付録一覧に掲げられている。

A. 6 欧州の法規

様々な欧州連合の規則や命令の下で国家統計局は欧州委員会に対して情報の提供を求められている。法律の提案は統計5ヶ年計画（1993年から1997年までの統計情報の分野での優先行動計画の枠組みに関する（欧州経済委員会）評議委員会決議第93/464号に記載）に従い欧州委員会によって提出される。

A. 7 現行の欧州の法規は、例えば企業統計その他の統計（生産物や貿易統計を含む）だけでなく企業登録、産業分類そして統計単位といった統計の基盤も含んでいる。

付録 登録に関する戸籍本署長官の業務を規定した法規

	条項番号
Non Parochial Registers Act 1840(c.92)	Ss1,5
Places of Worship Registration Act 1855 (c.18)	Ss2-9,11,12
Marriage and Registration Act 1856(c.119)	S24
Births & Deaths Registration Act 1858(c.25)	Ss1-3
Registration of Birth, Deaths and Marriages(Army)Act 1879(c.8)	S3
Savings Bank Act 1887(c.40)	S10
Foreign Marriage Act 1892(c.23)	Ss4,5,9,10
Marriage with Foreigners Act 1906(c.49)	Ss1,4
Births and Deaths Registration Act 1926(c.48)	S12
Marriage Act 1949(c.76)	
Shops Act 1950(c.28)	S35(1)
Births and Deaths Registration Act 1953(c.20)	

Registration Service Act 1953(c.37)	
Founding Hospital Act 1953	
Registration of Births, Deaths and Marriages (Special Provision) Act 1957(c.58)	Ss1-3,5
Marriage (Registrar General's License) Act 1970(c.34)	
Merchant Shipping Act 1970(c.36)	S72
Friendly Societies Act 1974(c.46)	S106; Sch5 paras 4-6
Legitimacy Act 1976(c.31)	S9
Adoption Act 1976(c.36)	Ss50,51; Sch1,5-2
Parochial Registers and Records Measure 1978	S22
Adoption (Scotland) Act 1978(c.28)	Sch1, para 2(1)
Disused Burial Grounds (Amendment) Act 1981(c.18)	Sch1, para8,10
Civil Aviation Act 1982(c.16)	S83
Social Security Act 1986(c.50)	S60
Family Law Reform Act 1987(c.42)	S22
Local Government Finance Act 1988(c.41)	Sch 2, para 9a
Human Fertilisation and Embryology Act 1990	Ss30,32,33
Social Security (Administration) Act 1992(c.5)	S124

戸籍本署長官に直接関係するその他の法規

Census Act 1920(c.41)	Ss2,4,5,6
Population Statistics Act 1938	
Public Records Act 1958(and Lord Chancellor's Instrument No 12 1966)	Ss3,4,5
Population Statistics Act 1960(c.32)	
Census (Confidentiality) Act 1991(c.6)	S1

経済統計および労働市場に関する法規

・データの収集に関して

Petroleum (Production) Act 1934(c.36)	S6およびその後制定された（様々な）規則
Statistics of Trade Act 1947(c.39)	
・情報へのアクセスに関して	
Finance Act 1969(c.32)	S58

Employment and Training Act 1973(c.50)	S4
Health and Safety at Work Act 1974(c.37)	S27
Statistics of Trade and Employment Order(Nothern Ireland) 1988	
Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992(c.52)	S247
Value Added Tax Act 1994(c.23)	S91

機能移転に関する命令

The Transfer of Functions (Economic Statistics) Order 1989(SI 1989/992)
The Transfer of Functions (Education and Employment) Order 1995(SI 1995/2986)
The Transfer of Functions (Regulations and Statistics) Order 1996(SI 1996/273)

その他の国の法規

Data Protection Act 1984
Deregulation and Contracting Out Act 1994

欧州の法規

Council Regulation(75/1736/EEC) on the external trade statistics of the Community and statistics of trade between Member States
Council Regulation(EEC) No.311/76 on the compilation of statistics on foreign workers
Council Regulation(EEC) No.2658/87 on the tariff and statistical nomenclature and on the Common Customs Tariff
Council Regulation(EURATOM/EEC) No.1588/90 on the transmission of data subject to statistical confidentiality to the Statistical Office of the European Communities
Council Regulation(EEC) No.3037/90 on the statistical classification of economic activities in the European Community
Council Regulation(EEC) No.3330/91 on the statistics relating to the trading of goods between Member States
Council Regulation(EEC)No.3711/91 on the organization of an annual labour force survey in the Community
Council Regulation(EEC) No.3924/91 on the establishment of a Community survey of industrial production

Council Regulation(EEC) No.3949/92 relating to the organisation of a survey of labour costs in industry and services sector

Council Regulation(EEC) No.696/93 on the statistical units for the observation and analysis of the production system in the Community

Council Regulation(EEC) No.761/93 amending Council Regulation (EEC)3037/90 on the statistical classification of economic activities in the European Community

Council Regulation(EEC) No.854/93 on transit statistics and storage statistics relating to the trading of goods between Member States

Council Regulation(EEC) No.1172/95 on the statistics relating to the trading of goods by the Community and its Member States with non-member countries

Council Regulation(EEC) No. 2186/93 on Community coordination in drawing up business registers for statistical purposes

Council Regulation(EEC) No.3696/93 on the statistical classification of products by activity(CPA) in the European Economic Community

Council Directive 64/475/EEC concerning coordinated annual survey of investment in industry

Council Directive 72/211/EEC concerning coordinated statistics on the business cycle in industry and small craft industries

Council Directive 72/7211/EEC concerning coordinated annual surveys of industrial activity

Council Directive 78/166/EEC concerning coodinated statistics on the business cycle in building and civil engineering

Council Directive 89/130(EURATOM, EEC) on the harmonisation of the compilation of gross national product at market prices

Council Decision 89/382 (EEC) establishing a Committee on the Statistical Programmes of the European Communities

Council Decision 89/415 (EEC) instituting a specific programme for the research and development of statistical expert systems

Council Decision 91/115 (EEC) establishing a Committee on monetary, financial and balance of payment statistics

Council Decision 91/116 (EEC) setting up the European Advisory Committee on

statistical information in the economic and social spheres
Council Decision 93/464 (EEC) on the framework programme for priority actions in the field of statistical information 1993 to 1997
Council Decision 94/78EC, EURATOM establishing a multi-annual programme for the development of Community statistics on research, development and innovation
Council Decision (EEC) No.445/94 on inter-administration telematic networks for statistics relating to the trading of goods between Member States (EDICOM)
Article 7 of the Treaty setting up the European Coal and Steel Community

付録B 業務遂行評価制度

B. 1 課題と目標

国家統計局の業務遂行は第2節に列挙された目標と課題に照らして評価される。大蔵大臣は組織目標に関する年次の開始前にそれを設定する。目標は十分な理由がある場合にのみ修正される。それらは次のようなものを含む。

例示

- ・ 提供されるサービスの質と適切性の改善
- ・ 大蔵省、保健省、教育・雇用省それに貿易産業省との交渉による協約に対する業務遂行、
- ・ 国民の照会に対する回答期間
- ・ 調査で測られた提供サービスに対する需要者の満足度

データの提供者にかかる負担の最小化

- ・ 企業の回答費用の削減

統計結果の公正性に対する国民の信頼の改善

- ・ 独自の調査ではかった官庁統計への国民の信頼と国家統計局に対する国民の周知度

予算の価値の改善

- ・ 組織効率化計画に記された効率の改善

高い意識を有する職員の維持

- ・ 職員の認知調査によってはかられた職員の組織認知度

B. 2 需要者との協議に基づきこれらの目標や課題に関する組織の目標は諮問委

員会によって検討される。それらは国家統計局の事業計画の一部として局長から大蔵大臣に提出される。

B. 3 大蔵大臣は国家統計局に対して追加的な組織目標を提出する。国家統計局は適當と認められる場合には、組織内外の需要者と補助的課題について交渉し合意する。

付録C 人事管理の枠組み

C. 1 地位、職務、業務の条件

上級公務員に属するものは上級公務員に共通な地位、給与規定その他の条件を有する。

C. 2 局長は内閣/大蔵省の合意および法的規定に従い、年金を除き他の職員の職務および業務の条件の決定に責任を負う。これらの職務と業務の条件は、適當と認められるところでは、職員やその代表者との交渉あるいは協議の対象となる。

C. 3 局長は管理機構、職員の責任、国家統計局におけるポストの数それに職務や職員の職階あるいは給与の幅や水準を決定する。新たな給与表あるいは職階表はすべて内閣/大蔵省と合意される。

C. 4 統計職員に関する責任の履行にあたり局長は政府統計サービス全体、特に省庁間の職員の異動を促進する必要に配慮する。

C. 5 人事管理政策

局長は職員が国家統計局の目標と課題を充足するのに貢献するように訓練され、管理されそして人材開発されるのを保証する政策を策定し、機会均等政策の完全実施に責任を負う。

C. 6 局長は公務長官の人事採用規定に従い、常雇、5年未満の短期雇用あるいは臨時契約により職員を直接雇用できる。

C. 7 局長は異動が国家統計局、政府統計サービスあるいは広く公務サービスに有益と思われる場合、国家統計局へのそして同局からの職員の異動の便宜を図る。適當と思われるところでは局長は国家統計局から公的ないし私的部門の他の組織に職員を出向させまた国家統計局への出向者の受け入れの調整を行う。

C. 8 局長は昇進のために職員を選定する。必要な場合には選定は政府統計官中央管理規定や上級公務員規定に従う。

C. 9 局長は職場規律、欠勤および非効率に関する事柄に全面的な責任を負う。公務不服控訴局への控訴権は留保される。

C. 10 雇用関係

局長は国家統計局内での効果的な雇用関係の確保、そして職員ならびにその代表者との協議および意思疎通のための適切な措置が講じられることに責任を負う。雇用関係の取り決めは国家統計局の必要に照らして定期的に見直される。

付録D データ収集の枠組み

D. 1 国家統計局は国民の关心にしたがって一連の統計調査を実施する。ほとんどの統計調査は公的資金によるものであるが、ある調査あるいは調査の一部は民間資金による。公的でない資金による調査の実施の決断は、以下の点に照らしてなされる。

- ・普遍性と公開性

国家統計局が非公的部門の需要者のために業務を行う場合には普遍的に利用可能である。

- ・共働効果

国家統計局は政府統計体系に共働効果を有する調査作業を引き受ける。このことは国家統計局に対して保有する政府統計の範囲や質を高める作業を行うことを可能にする。

- ・実用性

国家統計局は既存の需要者のための現行の計画を損なわない限り、適當な職員その他財源が利用可能であれば業務を引き受ける。

- ・企業への負担

企業調査の場合、国家統計局は報告者となる者に意見を求める。国家統計局は調査が企業に不均等に報告負担を課さないことが満足されればそれを行う。その便益は報告負担を有意に上回っていなければならず、報告者の圧倒的多数が統計が提供されるのに満足していかなければならない。

- ・代替的な提供者の利用可能性

国家統計局は私的企业部門のことに関して私的企业と競争はしない。このために国家統計局は私企業を私益獲得業とみなす。

D.2 国家統計局は追加的な統計の開発、加工、分析そして普及に関わるあらゆる費用を支弁し、課金ガイドラインに従い需要者からこれらの費用の回収に努める。

付録E 会計原則

E.1 国家統計局の支出については議会の投票による。ほとんどの場合は全体的な運営経費の管理に関わるものであるが、社会調査やいくつかの需要者の資金による活動は投票の純運営経費の部に入る。

E.2 国家統計局は「政府会計原則」に従い適切な会計管理と管理会計制度を維持する。

E.3 課 金

局長は活動への課金がそれらの活動の全経費を支弁するのに十分であることあるいは特別な法的要請に合致したものであることを確認する責任を有する。局長は課金原則文書を公表し更新しなければならない。

E.4 財政の委託

承認された計画の枠内で局長は大蔵省と合意した委託当局の範囲内で支出を行い、未使用資金および運用経費の準備を繰越す権限を有する。未使用準備の繰越しについては議会の承認を要する。

Ⅱ. 1947年商業統計法(抄)

Statistics of Trade Act, 1947.

10 & 11 Geo. 6. Ch. 39.

第9条（情報の開示）

- (1) 本法の上述の規定の下に収集したいかなる個々の推算や個票それに個々の企業に関するいかなる情報も、推算、個票あるいは情報の主体である当該企業の経営者による書面での事前の合意がなければ、次の場合を除きこれを開示してはならない。
 - (a)推算、個票あるいは情報を保有する所管の大臣が訓令により省庁または輸入税諮詢委員会に対して当該省庁あるいは委員会がそれらの業務の遂行のために行う場合、または
 - (b)本法の下での違反に関するあらゆる訴訟手続きないしそれらの訴訟手続きの報告のために行う場合。
- (2) 本法の下でセンサスの目的のために収集される情報が、いずれもその下で収集される情報の開示を制限する他の法令によっても収集可能であり、商務省*)が同様の規制がセンサスのために収集されるいかなる情報に対しても適用されるとの見解に立つ限り、同省は、本節（第9条）が課す制限に加え、命令によって無修正あるいは同省が適當とみなす適応ないし修正によってそのようにして収集される情報ないしその一部に対するこれらの制限を実効あるものとしなければならない。
- (3) 上記（2）の規定を損なうことなく商務省が、
 - (a)本法の下でセンサスの目的のために収集される情報の性質、または
 - (b)センサスの対象企業の性質により、
本節が課す制限に加え、センサスによって収集された情報の開示を制限することが適切であるとみなした場合、商務省は命令により、センサスによって収集された特定企業に関わる情報またはそれらの情報の一部の開示を、命令に規定された個人あるいは目的のために行う場合を除き、禁止することができます。

- (4) 本節の下で発せられるいかなる命令も、その草案は議会に提出され両院の議決による承認を受けなければならない。
- (5) 以下の規定は、本法の上記の諸規定の下に収集された情報についての報告、要約ないしその他の公衆向けの通知に関して効力を持つ。
- (a)いかなる品目の生産についても、回答者の数が5未満である場合にはそのような報告、要約あるいは通知は開示されない。
- (b)いかなる報告、要約ないし通知の作成においても所管官庁は、そのようなものとして個人ないしその事業を営む個人が事前に書面により同意した場合を除き、公表した特定値が個人や企業に関する数値として識別されないようにしなければならない。しかしこの規定は、生産され、販売され、流通される品目の総量あるいは総額の開示を妨げるものであってはならない。しかしながら所管官庁によるそのような総計の開示にあたっては、それが個人あるいはその者が営む事業に関する特定値が開示される総計から控除されるようにすべきとの主張を行う個人の意思表示に従って行わなければならない。
- (6) 本節の規定あるいは本節の下で発される命令に違反して個別の事業予測、個票または情報を故意に明らかにした者はすべて、即決処分により3ヶ月以下の禁固刑若しくは50ポンド以下の罰金刑、または起訴に基づく有罪判決により2年以下の禁固刑若しくは500ポンド以下の罰金刑、またはいずれの場合にも禁固刑ならびに罰金刑の併科刑に処せられる。

*)：現「貿易産業省」

III. 国家統計局企業憲章 企業との連携

ONS Business Charter: a partnership with business

本憲章の声明は、国家統計局のデータの利用者であると同時に提供者である企業に対する国家統計局の関わりを規定する。

国家統計局とはどのような機関でまた何を行うのか

国家統計局(Office for National Statistics: ONS)は、次段階機関として1996年4月に中央統計局と人口センサス調査局の統合により成立した。国家統計局は、他のいずれの政府機関からも独立している。同局は、国民経済計算、国際収支、インフレーションの計測、企業統計さらには労働市場統計を含め、広範な統計情報を収集し、作成し、そして国民に提供する。(国家統計局は、イングランドとウェールズにおける出生、婚姻そして死亡登録を管理し、人口統計を作成する)。同局の重要なサービスとしては、

- * 最も広く使用されているインフレーションの指標である小売物価指数の作成、
- * 最も広く使用されている連合王国経済の産出指標である国内総生産(GDP)の推計
- * 個別市場で産業がまた経済の基幹部門が必要とする広範な企業統計や動向の作成
- * 就業や失業に関する統計の作成

国家統計局の任務

政府や産業は情報無しにはその活動を行うことができない。国家統計局は、意思決定を改善し、研究を促進し、質の高い統計サービスの提供により政府と社会各層との論議に情報を提供する。国家統計局は、これを、

- * 利用者への同局のサービス質と適切性の改善により、
- * 同局の統計結果の正当性と妥当性に対する国民の信頼の改善により、
- * 同局に情報を提供する者の負担を最小化することにより、

* 経費の価値を改善することにより、
* 労働意識の高い職員を維持することにより、
達成する。

利用者および情報提供者に対する同局の対応

情報の提供者と利用者は国家統計局が最も大切にする人々である。同局は情報提供者の権利と関心を尊重し、利用者に対しては可能な最高級のサービスを提供し、両者の要望と意思に対して責任を持つ。

国家統計局は利用者と情報提供者双方の意見について局長に助言を行う諮問委員会を設置している。委員会は、政府、議会、財界そして公益委員を含む様々な層を代表する個人から構成される。

国家統計局はまたその統計の利用者の中核として活動する多くの独立した利用者集団に対して援助を行う。

利用者あるいは提供者から何か質問が寄せられれば、その場合には迅速、丁寧かつ有益な対応を期待することができる。同局の担当者は、その氏名と電話番号を常に提供する。同局は書面による問い合わせに対しては、10就業日以内に回答することを目標としている。このような目標に対する同局の対応結果については、年次報告に発表される。

秘密の保護

国家統計局はそれに対してデータあるいは情報を提供する者ならびにその情報が関係する者の権利を尊重し保護する完全な保証を与える。同局はそれが受け取る個別企業に関するいかなる具体的な事実を識別する情報も承認された利用者以外には提供しないことを保証する。秘密保護に関する同局の政策と業務は、声明書「データの秘密保護」(Maintaining the Confidentiality of Data)(国家統計局図書館から無料で提供)の中ですべて説明されている。

時には国家統計局の厳格な規則は、同局が人々が希望するような形で情報を提供できないことを意味する。このような場合に同局はその立場の明確な説明を行う。

データの提供者は何を期待できるか

国家統計局は自らの業務遂行にあたり、同局に対して情報を提供してくれる者

に負担をかけていることを承知している。国家統計局は常にそれが収集する統計の価値をデータ提供者の負担にたいして釣り合いを取ることを目標としている。同局はその負担をできる限り最小になるように削減する。国家統計局は次のような様々な方法でこれを行っている。

- * 同局は質問をできる限り簡単にし、調査票の記入方法の明確な指示を行う。
- * 同局は提供者に対してそのデータをなぜ収集しましたどのようにそれが使用されるかを説明する。
- * 同局は利用者の需要と提供者の負担についての独立した批判的評価を実現するため、外部委員の援助を得て、すべての統計項目を定期的見直しを行う。
- * 同局は必要とされなくなった調査を廃止し、新たな調査の必要性についての厳格な評価調査を行う。
- * 同局は(適当とされる場合には小規模企業も含め)標本回答についてあらゆる新たな調査票を試験する。
- * 同局は標本数を最小限にとどめ、各部門で類似規模の企業が同じ確率で抽出されるようにする。
- * 同局は新たな技術を開発し、可能な場合には推計を活用し、提供者とその代表者との密接な協力により合意費用を削減する方法を一般に追求する。
- * 同局は調査に対する企業の費用の総額を毎年合意された限度内にとどめ、これを同局の合意計画の中で発表する(国家統計局図書館から無料で提供—詳細については後述)。

小企業についての国家統計局の特別憲章

従業員10人未満の企業であるか?

1997年以降に調査対象として選ばれた場合、同局は次のことを保証する。

- * どれだけの期間調査対象となるかを事前に通知し、また
- * その他の国家統計局のあらゆる調査の対象から今後3年間除外する。

国家統計局の調査票にはすべてその記入についての助言や援助のための連絡者と電話番号が記載されている。もし記入者が不満があればその人物に手紙を書くかあるいは電話することができる。同局の電話は、就業日にはすべて午前8時30分から午後5時の間通常係官が待機している。同局は迅速に応答する。同局は就業日には即日受けた電話に残されているすべての訴えに回答する。もし提供者が

調査票全般に関して不満がある場合には、このパンフレットの巻末の住所の調査管理・規制緩和室まで連絡されたい。

企業の多くはデータの提供者であるだけでなく利用者でもある。彼らは自らの市場を把握するために良質のデータを得ることの重要性それに政府が経済を把握するのに必要であることを承知している。従って、同局の調査への彼らの貢献に答えるため、無料で標準的形式での情報を企業に対して提供する。

国家統計局統計の利用者は何を期待できるか

国家統計局は、広範な刊行物を刊行している。同局は公表日程に従い予告した公表期日にそれらを提供することを目標としている。同局は絶えず自らの統計の表章の改善とすべての国民がより接近しやすくなるようにしている。

あらゆる機会を捉えて同局は利用者のニーズと選好を調査し、同局の統計結果とサービスの質についての彼らの意見を徵する。同局は利用者グループに援助を与え、奨励する義務を有する。例えば、貿易産業省と連携して同局は政府と統計利用者の間の意見交換の場としての「企業統計利用者グループ」(Business Statistics Users' Group)を結成した。

同局は以下の諸条件が満たされた場合には、民間部門の利用者にかわり新たな調査を実施し追加的情報を収集する。その条件とは、

- * 結果が普遍的に利用できること、
- * 政府統計の既存の体系との共同効果があること、
- * 既存の計画に被害を与えることなく適当な職員その他の資源が利用できること、
- * 企業側に不均等な合意負担を課すことなく、便益が合意負担をはるかに超過し、そして申告者の大多数が同意していること、
- * 作業が国家統計局を民間事業のために民間部門との競合関係に巻き込まないこと。

同局は、われわれのサービスに対して料金を徴収する場合には、価値に見合う料金を提供する。

不都合な事態への対処

国家統計局は利用者の需要に合致し提供者に最小限の負担を課するような高品質

のサービスの提供を目標にしているが、それでも時には不都合事由が発生するものと思われる。これが発生した場合、同局は事態が正しく処理されるように迅速な対応を行う。

国家統計局のサービスの質あるいはその対応に不満があり、しかも対応した担当者で問題が解決されなかった場合には、下記にFaxを送付されたい。

Dr Tim Holt

Director

Office for National Statistics

Room 60A/2

Great George Street

London

SW1P 3AQ

Fax:0171 270 5866

国家統計局は、10日以内に回答を行う。

照会住所および電話番号

国家統計局一般照会 Tel:0171 270 6363/6364

国家統計局印刷局 Tel:0171 270 6357/6512/5450

国家統計局販売部 Tel:0171 270 6081

国家統計局調査管理・規制緩和室 Tel:0171 217 4325/4324

Room 602

Millbank Tower

Millbank

London

SW1P 4QQ

国家統計局図書館 Tel:01633 812973

Government Buildings

Cardiff Road

Newport, South Wales

NP9 1XG

国家統計局図書館は、仕事や研究に統計を必要とする研究者や分析者にとって

有益な大量の情報を所蔵している。図書館の閲覧室は月曜から金曜の午前9時から午後5時まで一般に開部されている。問い合わせ電話(01633 812973)は、月曜から金曜の午前10時から12時30分そして午後2時から5時まで受け付けている。

（参考）図書館の開部時間
月曜～金曜午前9時～午後5時

（参考）問い合わせ電話
01633 812973

（参考）図書館の受付時間
月曜～金曜午前10時～午後5時

（参考）休館日
毎週木曜日

IV. 企業情報の秘匿性の維持

手引書のための注記 (1996年11月)

Maintaining the Confidentiality of Business Information

— Notes for Guidance (November 1996) —

はじめに

1. 国家統計局の命令「データの秘匿性の維持」は、識別可能な統計単位に関するデータの取り扱いおよび提供に適用される規則を一般的に規定したものである。これらの注記は、企業情報を扱う際の命令の運用にとって重要な詳細事項を追加的に規定したものである。

一般原則

2. 企業を識別したりその特定値を示しうるいかなる情報も秘密とされる。そのような情報は常に安全に保持されなければならない。これらの注記に該当する場合を除き、秘匿情報は統計目的以外には使用されてはならず、また回答者の書面による同意なしに国家統計局以外の職員に明らかにしてはならない。

申告者への情報の還元

3. データ確認のため、時々申告者に情報を照会することがありうる。申告者が以前の調査票を求めるこもありうる。いずれにせよ、情報が正しい個人に確實に伝達されるように努めなければならない。申告者との電話でのやりとりでは申告者についてのどのような情報も、正しい企業や個人に対する確実な接触なしには引き合いに出してはならない。職員の申告者に対する対応についての実務手引きは、付録Aに示されている。

局長の命令および確認された登録情報

4. 1947年商業統計法の下で収集あるいは登録内容の点検用の秘匿情報は、大臣命令に規定された省庁に対して開示されがちである。その情報は、命令で規定された目的にのみ使用される。北アイルランド省は、これらの取り決めの適用を除外される。現行の国家統計局命令は、付録Bにまとめられている。

このデータを受理する者は、情報が安全に保管され機密が守られそして命令に規定された目的のためにのみ使用されることを文書によって保証しなければならない。情報が非政府統計職員に提供されるのは、政府職員が誰もその情報を受け取ることができない場合に限られる。

5. 1947年法で確認されている企業の名称、所在地、従業員数それに事業形態は、命令がなくとも、

(1990年(スコットランド)企業および新都市法により)スコットランド企業およびハイランド・島嶼企業公社に対して、

(1975年ウェールズ開発法により)ウェールズ開発公社に対して、

(1995年環境法により)環境庁に対して、

(1973年雇用・研修法により)研修のために地方の計画機関に対して、開示される。

いずれの場合にも、情報の転送に先立って、受理機関は情報が安全に保管され機密が守られ、しかも合法的な機能を遂行するためにのみ使用されることを文書によって保証しなければならない。

大臣告示

6. 前項は、研修計画の遂行のために地方の計画機関が登録情報の提供を受けうることを規定している。これらの機関は、大臣告示によりこの情報を研修用の一般研究のために受け取ることができる。

未確認登録情報

7. 未確認(unproven)登録情報は、1969年財政法あるいは1994年付加価値税法の適用を受ける。この情報は、統計作成目的のために、北アイルランド省を含め他の省庁に対して提供される。提供に先立って、受理機関はその情報が安全に保持され、暴露されないことそして統計目的のためにのみ使用されるとの書面による保証を提出しなければならない。

北アイルランドの事業情報

8. 国家統計局は、北アイルランドの各省が1988年の商業統計ならびに雇用命令に従って収集した情報を受理する。国家統計局は、これら各省による書面での

同意がない場合にはこの情報を開示することは許されない。

任意調査によって収集された事業情報

9. 自発的調査によって収集された情報は、法令に基づくデータと同じ程度に微妙なものとして取り扱われる。自発的データは、情報が収集される際に申告者がその旨を告知されている場合には、非統計的目的のために利用されたりあるいは国家統計局外部に提供される。それ以外の場合に情報が開示されるのは申告者の書面による同意が条件となる。

委託契約者に対する開示

10. 「1994年規制緩和および外部委託法」により、委託契約者は主権者にかわり秘匿情報へのアクセスを含め、業務の遂行にあたることができる（もっとも現在のところ、1947年法の下での調査票記入のために助言を与えるといった法律に基づく機能の遂行は除外されている）。そのような場合、委託契約者は、公務員と同様に秘密保護に関する規則や法律の適用を受ける。契約条件は調達局文書GTN 1211-3105によって明示されなければならない。

欧州共同体統計局

11. 欧州共同体規則1588/90は、下記の共同体法の規定により欧州共同体統計局（ユーロスタッフ）に対する秘匿事業データの移転を規定している。

12. 秘匿データがユーロスタッフに対して開示される場合には、それはその旨注記されており『欧州共同体統計局における秘匿データの保護に関するマニュアル』に従って移転される。ユーロスタッフは秘密保護のためにあらゆる手立てを講じる法的義務を負っており、すべての加盟国は不法な暴露に対する厳しい罰則を規定している。

その他の開示および追加的助言

13. 法によって許可された場合およびその逆の行為に対して何等の保証もなされない場合に開示されることがある。追加的助言は、John Cousins 照会担当官、1.281室Newport, GTN 1211-2317から得られる。

付録A：申告者との対応の規則

申告者がすでに提出した数字を国家統計局が確認することを申告者が電話で求めてきた場合、

1. まず申告者に対して彼／彼女の要求を電話などではなくむしろ郵便あるいはFaxで行うように求めること。われわれが彼／彼女の会社のデータの秘密の保護に留意していることを説明すること。
2. しかもしも申告者が早急に電話でその数字の確認を希望する場合、そちらのファイルを調査して当方から電話する旨を伝えること。こちらからの電話は、ファイル上に記載されている照会人ならびに電話番号に行わなければならない。照会中の電話が使用できない理由を問われた場合には、国家統計局の秘密保護措置を照会者に説明すること。

申告者が要求するデータの写しの送付

3. 局の特別複写(SOC)だけが送付されなければならない。局の特別複写は、企業名や所在地、照会番号それに連絡者名といったあらゆる識別手段が削除されなければならない。データ保護官が、局の特別複写の発送の承認を与える。
4. 局の特別複写はFaxでも送ることができるが、その場合には保有する企業の連絡者およびFax番号に対してだけ送付される。局の特別複写は、書面ないしFaxによる請求を受理した場合に限りFaxで送付されなければならない。
5. 局の特別複写が郵送される場合には、当方が保有する企業の連絡者宛てに、二重封筒により書留めで発送されなければならない。

われわれがデータの問い合わせあるいは正確さの点検のために申告者に連絡する場合

6. 国家統計局統計局からの電話照会であることを証明するよう申告者が求めた場合、調査票に記載されている連絡電話番号に電話するよう助言する。
7. 連絡先がこれに同意しない場合には、国家統計局と申告者だけしか知らない調査票上の照会番号を相互点検するよう助言する。

付録B 1947年法に基づく大臣命令

省 庁	開 示 情 報	目 的
貿易産業省、農漁食糧省、国防省、エネルギー省、教育・雇用省、国家遺産局、スコットランド省、ウェールズ省、運輸省	個々の推算、調査票、そして個別企業に関する情報	統計情報の作成、刊行のために使用
貿易産業省	個々の企業の名称、所在地、産業分類、従業員数、設立年に関する登録情報	産業への情報サービスの提供、地域や地方での雇用創出と関連した経済動向評価、産業に対する行政援助、地域産業の新興、外国からの連合王国に対する投資促進のために使用（注：非統計的目的を含む）
教育・雇用省	個々の企業の名称、所在地、それに産業分類	1973年雇用・研修法および1988年雇用法と関連して（注：非統計的目的を含む）
スコットランド省、ウェールズ省	名称、所在地、産業分類、従業員数、それに設立年	企業に対する情報提供サービス、地域や地方での雇用創出と関連した経済動向評価、産業に対する行政援助、スコットランドおよびウェールズにおける産業振興（注：非統計的目的を含む）
健康・安全庁	企業の名称、所在地、活動の種類、それに従業員数ならびに現存および閉鎖した地点の所在地、活動の種類	1974年の職場での健康、安全等法に関連して
関税・物品税庁	企業の名称、所在地および産業分類	登録業者を適切に分類するため、付加価値税行政への使用、そして統計情報の作成への使用
スコットランド一般登録省	企業の名称、所在地、産業分類、企業形態、それに従業員数	一般登録省が統計の作成と刊行のために使用

V. 国家統計局データ保護政策

Office for National Statistics: Data Protection Policy

1996年9月12日

1. はじめに

これは、国家統計局の情報提供保護政策の根拠となる一連の個別保護政策文書の一つである。

データ保護法は、コンピュータ上に保有されている個人データの保護にも適用される。この法律には次の3つの側面がある。

1. それはデータの利用者の側に一定の義務を課する。
2. それは、データの内容に対する一定の権利を付与する。
3. それは、その法の遵守を監視し監督する制度を提供する。

国家統計局は、この法律の諸原則が遵守されるのを保証するために制度を設け、責任担当者を配置した。

この法律は、コンピュータ上に保有された実在する識別可能な個人に関する彼らについての意見の表明を含むデータを個人データとして規定する。データの主体とは、個人データが関係するところの個人である。データの利用者とは、自動的に処理される個人データの内容と使用を支配するすべての個人ないし個人の集団である。

データ保護原則を示した付録Aは、義務と権利をより詳細に規定したものである。

2. 適用

この法律の下に発生する責任に加え国家統計局は、

- * この規定ができる限り有効であるように努め、
- * いかなる照会に対しても迅速に、有効にしかも無料で対応する。

3. 施行

データ保護登録局(ODPR)は、この法律の問題と想定される違反について調査する権限を有する。同局はいくつかの強制措置を行使することができる。

各職員は、個人データを取り扱う中でとる行動に責任を持ち、国家統計局はその責任に関して職員を指導する。いかなる職員も故意にあるいは過ってデータ保護

法の原則や規定を遵守しなかった場合、訴追され、科料に処されまた命令により補償を支払わされる。国家統計局はそれをまた懲戒的犯罪として取り扱う。

4. 今後の展開

1995年10月、ヨーロッパ委員会は新たなデータ保護指令を採択した。それは3年以内に施行されることになっている。連合王国は、新たな法律を制定するかあるいは現行法規を修正するか検討中である。この命令の目的は、欧州連合内の各国のデータ保護法を調整することにある。この命令の規定の多くは連合王国の現行法規と類似しているが、コンピュータ上に保有されている個人データを文書やその他のファイルに拡張している。国家統計局は事態の推移を見守りつつできるだけ速やかに新法あるいは法改正によって対応するつもりである。

5. 追加情報

この法律のアクセス規定についてのデータに関しては、Titchfieldのデータ秘密保護監督官（電話：GTN 3042 3778）まで照会されたい。

データおよび情報提供の保護に関する追加情報は、情報提供保護チームから入手できる（電話：GTN 3042 3805）。

付録A データ保護原則

第1原則

個人データの中に保有される情報は公正にしかも合法的に収集され、処理されたものでなければならない。

法が求めるデータは合法的に収集される。あるいはデータを公正に収集する場合、その提供者は、誰がどのような目的のためにそれを使用しようとしているかを周知しあるいは告知されなければならない。情報の提供にあたって不当な圧力を行使してはならない。

第2原則

個人データは、一つないしそれ以上の特定化された合法的目的のために保有さ

れなければならない。

データが合法的に処理されるように、データ保護登録局に正確に登録されなければならない。

第3原則

一つあるいは複数の目的のために保有された個人データは、これらの目的に反した形で使用されあるいは開示されてはならない。

データは、登録していない機関や個人に対して開示されてはならない。

第4原則

一つあるいは複数の目的のために保有されている個人データは、それらの目的にとって妥当で、適切で、しかも過剰なものであってはならない。

データは、将来に有効なために収集されてはならない。

第5原則

個人データは正確でなければならず、必要に応じて更新されなければならない。

第6原則

一つあるいは複数の目的のために保有されている個人データは、その目的のために必要な期間内に限り保有される。

歴史、統計あるいは研究目的で保有されるデータは、無期限に保有することができる。その場合に、データがその主体に損害あるいは危害を及ぼさないようにすることが前提となる。

第7原則

個人は下記の資格を有する。

- (a) 妥当な周期で不当な遅滞や支出なしに、
 - (i) あらゆるデータ利用者からその者が保有する個人データが自らに関係するものであるかどうかの情報を得ること、そして
 - (ii) データ利用者が保有するそのようなデータにアクセスし、そして
- (b) 必要に応じて、そのデータを修正したりあるいは削除する。

この法律が規定する不当な遅滞なくとは、40日以内を指す。それはまた、徴収することのできる最低料金を10ポンドと規定している。現在のところ国家統計局は料金を徴収してはいない。

研究あるいは統計分析のために保有されているデータは、開示あるいは修正される必要はない。しかし、それが最初に収集されるときには、正確を期す合理的な措置がとられなければならない。

法律に規定されているように、この法律のアクセス規定により職員は国家統計局に対して、自らについてのコンピュータデータの写しを求めることができる。しかしながら人事担当者は、各人に対して、毎年、正確を確認するためにコンピュータ化された職員記録の写しを提供する。

第8原則

個人データへの無断アクセス、あるいはその改竄、暴露あるいは破壊に対して、また個人データの事故による喪失あるいは破壊に対して適切な安全措置が講じられなければならない。

このことは、個人データを保有する組織がアクセス管理システムおよび事故により喪失ないし破壊されたデータの復元の方法を備えていなければならぬことを意味する。どのような安全手段が必要かを決める際には、データの性質を考慮する必要がある。データの喪失や破壊によってデータの主体に生ずる損害あるいは危害もまたこれを決定する際の要因となる。

VI. 国家統計局情報システム安全保証政策

Office for National Statistics IS Security Policy

1. はじめに

1.1 この政策は、様々な政府統計サービスの運用規則、政府統計の収集および使用に関する国家統計局の政策ならびにイギリス政府の情報技術政策に合致している。

1.2 これはデータ保護、データ管理官の任務、アクセス管理、リスク分析および業務の連続性のための付随的計画といった事柄を含む一連の特別な安全保障政策を基礎とする高い水準の安全保障政策である。特定のシステムないし特定のデータセットのために、全体的に効力を持つものを部分的指示書が補完することがありうる。

1.3 国家統計局(ONS)は、人口センサス調査局(OPCS)および中央統計局(CSO)がかち得たデータの秘密保護、公正性そして利用可能性の維持の点で秀でた名声を継承している。しかしながら、コンピュータ化されたデータやサービスは偶発的なあるいは故意の損傷に対して特に損なわれやすく、このため積極的な管理が必要である。この情報システム(IS)安全保障政策の宣言書は、国家統計局の情報システムサービスおよびデータの保護のために適用される情報システム安全保障措置の概要を示したものである。

1.4 この政策は、意図的であるかどうかを問わず、国家統計局情報システムに保有されているあらゆる情報が無断で暴露、修正あるいは破壊されることに対して保護されなければならない点を確認している。採用される保護措置は、リスクの評価と侵害の結果が所与であれば、費用効果的で適切なものでなければならない。

1.5 国家統計局は、データの秘密保護と安全保障を弱めることにならないように、情報システムと安全保障措置についての詳細は公表しない。

1.6 国家統計局は、情報システム安全保障政策の有効性を常に点検する。さらに、コンピュータ環境に基本的変更が生じた場合、国家統計局はその情報システム安全保障措置を再点検する。必要に応じて独自の助言が求められる。

1.7 この政策は、あらゆるポータブルPCを含めた小型・単体のパソコンから大

規模なメインフレームに至るすべての国家統計局の情報システムに適用される。

1.8 この宣言書は、情報政策委員会によって承認、支持されてきており、公式の国家統計局の政策である。

1.9 この政策の第一義的な目的は、ハード、ソフトの両面での国家統計局のコンピュータ資産を保護することにあり、そうすることによって同局に委ねられたデータを保護することにある。これが達成できるかどうかは、秘密保護、公正性そして利用可能性の3つの中心事項にかかっている。

秘密保護

データの秘密保護は維持されなければならない。故意であれまたは偶発的なものであれ、無許可のアクセスは阻止される。

公正性

もしシステムのいかなる部分の公正性に疑念が持たれても、その結果も同様にみなされるに違いない。このためシステム全体の公正性が完璧であるようにすることが不可欠である。

利用可能性

施設やデータに損傷が発生しても国家統計局はその任務を確実に遂行できなければならない。

2. 情報システム安全保障の役割と責任

2.1 政策

情報システム委員会は、情報システム安全保障に関する政策案件を検討し指示する。これはすべての情報システムの戦略的政策案件に責任をもつ国家統計局内の上級管理職集団である。それは情報システム部門と企業部門の代表者から構成される。

2.2 サポート

情報システム安全保障官を長とする中央サポートチーム（情報システム安全保障チーム）が、情報システム安全保障案件に責任を負うことになる。その役割は、

- 情報システム安全保障政策を履行しその適用を監視すること、
- 情報システム関連の事柄についての助言と指示を提供すること、
- 情報システム安全保障の発展に関して安全保障サービスと連携すること、

- 情報システム安全保障に関する新たな展開の国家統計局への影響の点検、
 - 技術的専門事項について基盤サポートチームとの連絡、
 - 情報システム安全保障についての職員の配慮レベルの維持、
 - 職員を援助して商用ニーズを充足する安全な情報転送の技術的方法を見出すこと、
 - 外部の契約者と連絡をとり、情報システム安全保障の要件に関して彼らが契約義務を忠実に守っているかどうかを監視すること、
- にある。

2.3 予算

新たなシステムのための予算効率性が、この安全保障政策の遂行経費を明確に支弁しなければならない。

2.4 部長

部長は国家統計局の情報システム安全保障政策の目的が部内ならびに管轄領域で確實に実現されるように適切な措置をとらなければならない。

2.5 部付安全保障連絡官

部は情報システム安全保障案件の調整と処理に責任を負う上級官吏を指名しなければならない。

2.6 データ管理官/システム長/プロジェクト管理官/システム管理官

リスクの評価に従い、データ管理官、システム長、プロジェクト管理官そしてシステム管理官は、適切な安全保障措置に同意しなければならない。彼らは自らの責任領域の中でこれが完全に遂行されることを保証しなければならない。

2.7 情報システム/システムユーザー

情報システムのシステムのユーザーはすべて、このシステムのために定められた安全保障要件を履行することを求められる。

2.8 契約者

すべての契約者は、その契約の範囲に適用される安全保障要件を履行することを求められる。その要件には、

システム長は国家統計局のシステムとデータで作業を行う外部契約者が彼らがその下で作業を行う国家統計局情報システム安全保障条件を規定した秘密保護宣言に署名し確實に従うようにすること。この宣言は情報システム安全保障政策に関連付けられていなければならないこと。

外部の提供者との情報システムサービス契約が情報システム安全保障要件(国家統計局情報システム安全保障チームと合意したもの)を確実に明記すること。

国家統計局がこの安全保障要件の履行状況を監査できることを契約に盛り込むこと。

が含まれる。

情報システムの維持管理が必要な場合には、適切な資格と権限を有する者によって作業は遂行されなければならない。リスク分析の結果がそうでないと判明しない限り、彼らは監督されなければならない。

2.9 全係官

すべての係官は、自らの管理下にあるデータと施設の安全保障に責任を負う。彼らはこの政策に留意することを期待されており、あらゆる安全保障案件に責任がある。国家統計局は、この政策を守ることができない場合を法律違反として取り扱われる重大事由とみなす。

3. リスク分析と管理

リスク分析と管理技術は、安全保障措置を情報システム安全保障のリスクを組織的および費用効率的手段で容認できる水準にまで削減するのに使用される。正規のリスク分析法方が用いられる。国家統計局内部の正規のリスク分析計画は、情報システム安全保障チームによって実行され、検討される。部長あるいは情報システム安全保障チームの要請に応じてその都度リスク分析が実施される。

4. システム安全保障政策

あらゆる情報システムは、それが要請する情報システム安全保障のレベルを明瞭に規定する安全保障政策(システム安全保障政策あるいはSSP)の文書規定を有していかなければならない。適当と認められる場合には、システム安全保障政策の実施に必要な措置は防衛的操作措置文書(POP)の中に規定されることになる。

システム安全保障政策と防衛的操作措置の策定と維持の責任はシステム長にある。

5. 基準と指示

この政策文書は現行のイギリス政府の政策に依拠する一連の基準ならびに指示の上に構築される。

情報システム安全保障チームは情報システム安全保障に関する一般的な助言と指示を作成し提供する。この指示が確実に理解され守られるようにするのは、部内のライン管理職とプロジェクト管理者の責任である。

あらゆる係官は、あらゆる法的責任を含め、安全保障のための各自の責任を詳細に規定した基本指示書を持つ。

6. 安全保障面への配慮

係官が情報システム安全保障政策に留意しその政策と関連した彼らの義務や責任に配慮するために、現在開発中の安全保障配慮計画（情報システム安全保障チームが統括）が作り上げられる予定である。

7. 法 規

様々な法的手段、規定、運用規則が国家統計局の業務を規制している。部長が法律(例えば商業統計法)やその部門に適用される運用規則についてその係官に対して特別な指示を与える。中央から指示されるのは、

7.1 「1990年コンピュータ誤用法」

国家統計局は、この法律の下での係官の責任を周知させる。この法律は、無許可アクセスに伴う違反を規定することによりコンピュータシステムの公正性を保護する。国家統計局は、係官が意図的にプログラムやデータにアクセスしたりそれらを損傷させた場合には、重大な法律違反を犯したとみなす。さらにそのような活動は、法的措置という結果になる。

7.2 「1984年データ保護法」

国家統計局はすべての係官をこの法律による義務の下に置く。この法律は、コンピュータ処理される生存中の個人に関する個人データを保護する。国家統計局は、

係官が意図的にデータ保護法の原則に従う個人データの取り扱いに失敗した場合、重大な法律違反を犯したとみなす。

国家統計局がデータ保護法をどのように適用するかについての詳細は、国家統計局データ保護法声明書に記載されている。

7.3 「1988年版権、意匠権および特許権法」

国家統計局はすべての係官をこの法律による義務の下に置く。この法律はコンピュータ・ソフトの無断複写に関する違反を規定している。国家統計局は、係官が意図的に国家統計局の情報システム装置上のソフトを無断で使用したり無許可で読み込んだりあるいはソフトの無許可複製を作成した場合、重大な法律違反を犯したとみなす。さらにそのような行為は、法的措置という結果になる。

8. 非公式ソフト

国家統計局は同局のコンピュータでは許可を得たソフトだけを使用する。さらに使用のための管理承認が得られねばならない。

以下のような場合には、インターネット、PC雑誌、個人ソフトといった非公式のソフトも使用される。

- 関係部門の部長と情報システム安全保障チームが許可した場合、
- ソフトが国家統計局のビールス点検に合格した場合、
- ソフトが国家統計局の業務の障害とならない場合、
- ソフトが合法的に使用されている場合、すなわち、それが許可されている場合。

係官は、そのようなソフトの無許可使用が1988年版権、意匠権および特許権法に照らして不法であることに留意する。

さらに公的に提供されているソフトプログラムは公的な目的にのみ使用されなければならない。

これらの指示に反した場合、法的措置がとられる。

9. ビールスからの保護

ビールスによる感染を最小にするため、国家統計局はすべての国家統計局情報

システムサービスにおいて悪質なソフトやビールスを防止したり検出する方法を開発する。これらの措置は、可能なところではすべて、自動的になされねばならない。

電子的にやりとりした媒体は、国家統計局の情報システムシステム上で使用されるに先立ち、ビールスチェックを行うことが係官全員の責任である。これは、フロッピーのような磁気媒体やE-メールのような電子媒体を含む。

国家統計局は、係官が意図的あるいは不注意に悪質なソフトを国家統計局のシステムに持ち込んだ場合、重大な法律違反を犯したとみなす。このような行為は、コンピュータ誤用法に照らした法的措置の対象になる。

10. 情報システムへのアクセス管理

コンピュータサービス、ハード、データその他の情報システムの資産へのアクセスは職務によりそれが必要でしかも必要な権限と安全保障宣言を行った者に限られる。すべての利用者は識別され、必要に応じてその活動は監査される。

国家統計局管理局あるいはデータ管理官による事前の承認なしにはいかなるアクセスも許可されないというのがすべてのデータとコンピュータサービスにとってのアクセスの常態である。

11. 外部接続

情報システム委員会または委託代理者、情報システム安全保障官の許可なしには外部コンピュータシステム、ネットワークないしインターネットのような情報サービスプロバイダーへのあるいはそれからの接続は行われない。

国家統計局情報システムと外部システム間のあらゆるデータ通信接続（ダイアルアップアクセスを含め）は、情報システム安全保障チームと合意した安全保障措置の設置によって初めて許可される。

国家統計局システムのすべての外部利用者は、その下でアクセスが許可され利用者に責任が発生する情報システム安全保障条件を公式に規定した接続規則合意に従わなければならない。これらの規則に従わなければ、アクセス権を剥奪される。

例えばソースデータの受理あるいは出力データの分配といったあらゆる手段で外部組織との電子的なデータのやりとりは、情報システム安全保障要件への公式の合意の適用を受ける。

12. 事業の連続性の計画

重要なサービスを迅速に再開するために、主要な事業システムと情報システムサービスは、災害からの復旧計画や復旧措置を保有していなければならない。それは必要に応じて再点検され、更新され、試験されそして訓練されなければならない。

13. バックアップと復旧

バックアップ、復旧、維持それに保管のために必要な措置があらゆるコンピュータシステム開発のあらゆる段階で考慮され、正式に文書で記録されていなければならない。

PC 単体にとって必要な措置は、その所有者が評価し、実施しなければならない。

14. 安全保障事由の報告

安全保障事件は情報システムの秘密保護、公正性あるいは利用可能性（盗難を含む）の現実のあるいは違反未遂とともに発生すると考えられる。

あらゆる安全保障事件は、それが発覚したりあるいはその恐れがある場合には直ちにライン管理者を通して情報システム安全保障チームまで報告されなければならない。必要に応じてそれはヘルプ担当官にも通知されなければならない。

情報システム安全保障チームは国家統計局内部で事件を調査し、安全保障サービスが管理する統一事件報告・警告計画(UNIRAS)に従って行動する。

15. 情報システムの中央登録

情報システムの記録と申請書は情報システム部で保管される。この記録の内容

とその範囲は情報システム委員会で決定される。あらゆる部門がこの記録を作成し維持するのに必要な情報の提供を求められる。

16. 資産管理

すべての資産が確実に適切な所有者に知られそして割り当てられるように、国家統計局の財産目録に記載された評価を超えるすべてのハード、ソフト資産は会計報告されなければならない。

17. 媒体の取り扱いと設備の処分

損傷、盗難そして無許可のアクセスからコンピュータ媒体を守るために適切な作業措置が確立されなければならない。

すべての情報システム設備の処分は調達部門によって準備されあるいは承認されなければならない。すべての磁気記憶媒体は、情報システム安全保障チームが助言する合意基準にまでデータは削除されなければならない。

18. パーソナルコンピュータの使用

当該データ管理官の承認なしにはいかなる微妙なあるいは保護すべきものとして特記された企業情報は、パーソナルコンピュータ上に保有してはならない。

19. 追加情報

情報システム安全保障に関わるどのような点についても、その追加情報に関しては情報システム安全保障チームから入手できる。

VII. データの秘密保護

Maintaining the Confidentiality of Data : Office for National Statistics

データ保護局による序文

私は、データの秘密保護についての国家統計局のこの声明書を歓迎する。それは、情報の取り扱いにおいて最高の基準の維持を約束する。これは秀逸である。1996年4月1日に国家統計局(ONS)として統合された中央統計局(CSO)と人口統計局(OPCS)はいずれも厳格な秘密保護政策を採用してきており、私はこの声明書がこれまでの業務を強化し、既存のデータの保護原則の上に今後とも確固として基礎づけられることを期待するものである。

エリザベス・フランス

1 はじめに

1.1 国家統計局は他の政府統計機関とともに、議会、政府そして広く社会に対して意思決定を改善し、研究を促進し、論議を活発にさせるのに必要な統計情報、分析を提供し、助言を行うことを使命としている。同局はまた、婚姻法それにイングランドおよびウェールズにおける出生、死亡それに婚姻に関する法律の執行業務を行い、全国保健サービス中央登録を所管する。これらの活動は、広範な個人、事業データの収集あるいは処理を含む。

1.2 これらすべての活動の中で国家統計局は、同局が保有する個人や組織に関する情報の保護、特にその情報が非公開のものとして提供される場合に、その保護を最優先の関心事とする。この文書は、国家統計局に対してそのデータの秘密保護政策を規定している。それは、文書および電子形式で保有されているデータのいずれにも適用される。

1.3 これらの政策は、統計あるいは登録目的、あるいはそれと関連して国家統計局に提供されるあらゆる個人および事業データに適用される。それは、国家統計局が適用する最低限の基準を規定している。他の機関にかわり国家統計局がデータを管理する場合、あるいは特定のデータ項目の秘匿性が法の規制を受ける場合あるいは承認された規定の適用を受ける場合には、追加的なより高度な基準がすべて適用される。

1.4 これらの政策は、広範な外部組織との協議を経て策定された。それらのいかなる変更も、改めて協議と公示を必要とする。

2 責任とデータ使用の規制

2.1 国家統計局長は、同局が保有する個人ならびに組織に関するデータの秘密保護のための取り決めの実行とその有効性についての責任を負う。

2.2 国家統計局が保有するあらゆるデータ項目は、同局のデータ管理官に委ねられている。データ管理官は、データを取り扱う職員がデータの微妙さの程度にふさわしい作業基準を踏まなければならず、委ねられたデータの秘密保護に責任を持つ。データ管理官は、データの微妙さに応じて組織の内部から適当な者が指名される。

2.3 国家統計局は、必要と認めた場合には独自に業務の監査を勧告することを含め、この点に関してデータ管理官に助言責任を持つデータ保護・秘密保護官(DPCO)を配置している。このデータ保護・秘密保護官はまた、データの秘密保護ならびに国家統計局のデータ保護政策の維持国家統計局員1人ひとりが細心の注意を払うようにすることにも責任を負っている。

2.4 データの使用ならびに提供は、すべてデータの微妙さの程度とやり方で公認され、規制されている。認定のレベルについては、データ管理官手引きに記載されている。

2.5 しかるべき合法化措置により国家統計局は、同局が保有するデータを相互に連結することができる。異なる源泉からのデータを組み合わせることにより、国民に追加的負担を負わせることなしに新たな情報需要を充足することができる。連結が合法化される時、合法化は、誰が連結データにアクセスできるか、またそのデータが何に使用されるかについての声明を含んでいる。連結についての操作ガイドは、データ管理官手引きに記載されている。

2.6 データの無断暴露は、規則上多くの場合刑事犯罪である。

3 法的・倫理的論点

3.1 国家統計局は、適当な法律によって、保有するデータの処理、提供それに保

管に関する事務規則その他の取り決めを制定する。国家統計局は、同局が他の機関から「使用済みのデータ」を受け取る場合を含め、収集時に約束した秘密保護を常に尊重する。

3.2 国家統計局は、特定の活動に必要なすべての倫理的承認を得る。特に、健康データが含まれる場合、国家統計局は常に安全と秘密保護についての保健省と国民健康サービスのガイドラインを考慮し、適切な倫理委員会に意見を諮詢する。

3.3 収集の際に国家統計局は、データの原提供者に対し常にそのデータの使用目的と提供について一般的な説明を行う。

3.4 国家統計局が保有するデータとデータ処理業務を正確に反映できるように、同局の登録はデータ保護法の下で常に更新される。

4 データへのアクセス

4.1.1 国家統計局は、個別データの内容についての情報暴露の危険性が間接的にも有効に除去されないならば、データやそれによる分析を公表したり提供してはならない。

4.1.2 少数ではあるが、適切な保護措置の下でこの原則が緩和される場合がある。これについては付録に記載されている。

4.2 データやその分析の提供は、他の国家統計局職員への提供も含め、当該データ管理官の承認を必要とする。必要と認めた場合にはデータ管理官は最初に上司の指示を仰ぎ、その同意を求める。

4.3 国家統計局は、他の機関に代わって保有するデータについては当該機関の必要な同意なしにはいかなる形においてもそれを提供しない。

4.4 国家統計局のためにあるいは同局と共同で任務にあたる者もしくは助言者は、国家統計局職員と同様の秘密保護政策の適用を受ける。彼らは、それで雇用されている業務にふさわしい秘密保護の宣誓に署名しなければならない。無断暴露についての規定は、その者や助言者が国家統計局との共同任務を完了した後も効力を有する。

5 公的記録

5.1 個人や組織が識別できる情報が将来、歴史家や研究者の関心を呼ぶとがある

場合、国家統計局は該当する公的記録法令に従って公文書の中にその情報を保有することができる。

6 個体識別子の使用

6.1 国家統計局の活動の中には、氏名と住所の収集と保管を必要とするものもある。氏名ならびに住所が付された記録、あるいは個人、個別の世帯や企業が特定できるその他の情報は、当該データの内容に関して他のデータと識別情報を無断で連結するのを防止する規制を受ける必要がある。二つのデータの連結はいずれもデータ管理官による規制を受ける。

7 情報技術保証

7.1 国家統計局は、ここに概観した秘密保護政策に完全に準拠した情報技術保証ならびにデータ保護政策を支持する。これらの政策は告示される。

7.2 国家統計局は、情報技術制度のすべてに対してデータの適切なレベルの秘匿と情報技術保証を維持、監視する役目を持つ情報技術保証ならびにデータ保証グループを常設する。データ保護・秘密保護官はこのグループに対して助言を行う。このグループは、情報技術保証の維持にあたるすべての職員を援助し、また彼らが各自の責任を自覚し続けるようにガイドラインを提供する。

8 照会先

8.1 この政策文書に関する連絡は、Andy Bradbury, Data Protection and Confidentiality Officer, Office for National Statistics, Segensworth Road, Titchfield, Fareham, Hampshire, PO 15 5RR (電話：1329813778)宛。

8.2 この文書はデータ保護・秘密保護官のところで入手することができる。データ保護・秘密保護官はまたデータ管理官のための手引書、国家統計局のデータ保護政策それに同局の情報技術保証政策、関連する規定や取り決めについての最新の情報(3.1節)それに大臣命令や通知(付録、2節)文書を提供することができる。

付録:開示の根拠

研究

1. 秘密侵害の危険性を理由に通常は提供されることのないデータが、信頼のおける研究者の適当な特定の研究のために法的規定と厳格な管理に従うとの条件の下に提供されることがある。そのような場合には、次の5点が最低限の保護措置としてすべて適用される。:(i)データ管理官が、倫理的承認を含め、あらゆる必要な承認が国家統計局と研究者の双方から得られるようにすること、(ii)研究者がデータの秘密保護を確認する宣言に署名すること、(iii)提供されるデータは合意された研究目的を満足する最小限のものであり、そのデータは必要最短期間に限って保有できること、(iv)匿名化された個別記録は厳密な管理下でまた識別番号が一般に利用できないような形でのみ提供されること、(v)主任医学統計官の承認を得て個人が識別できる記録の提供は、次の場合に限られる。すなわち、研究者がすでに個人を識別している場合、あるいは個人が承認された医学研究のために特定されている場合に倫理的に承認された医学研究のためにそれらのデータが提供される。

法的規定

2. 省令あるいは大臣告示により商業統計法の下で国家統計局が収集した情報は、その命令や告示によって資格を付与された者が特定の目的に使用するために開示される。営業上の秘密情報もまた特定の組織や公社の根拠規定(例えば、ウエルズ開発公社)の下に開示され、また都市国土計画法の規定の範囲内で地方計画当局に開示される情報もある。

3. 国家統計局が各省共同企業登録として保有し、商業統計法により根拠づけられていない情報については、統計調査の実施のためにいずれの政府機関に対しても開示される。国家統計局が各省共同企業登録の中に保有し、商業統計法によって根拠づけられているものについては、この付録第2節の規定の適用を受ける。各省共同企業登録情報のあるものは、法的に根拠があれば一部の非政府機関に対しても開示できる。詳細については、データ保護・秘密保護官から情報を入手することができる。

4. 営業情報は、商業統計法違反刑事手続きや裁判記録のために用いられる。

5. 貿易統計については、イギリスならびにヨーロッパの法令と協定により、消

極的な秘密保護が適用される。国家統計局は、貿易業者が特にデータの秘密保護を要求しない限り、個々の取引業者の活動が特定されるこの取り決めに従う。

6. 登録本署長官は、様々な法令の下で公共検索室を通じて、保管されている出生、死亡、婚姻、養子縁組みの記録の索引を公衆に対して提供しなければならない。彼はまた、これらの索引の中で特定された記録について、あらゆる記載事項の証明書を発行しなければならない。縁組みに関して長官は、場合によっては、その個人の出生や縁組み契約登録に記載されている私生の縁者の詳細原登録となる情報を養子本人に開示しなければならない。裁判所の命令により個人情報が開示されるのは極められである。

7. イングランドとウェールズのセンサス調査票でまだ100年経過していないものについては原則一般非公開となっているが、特定の条件が満たされた場合には1901年センサスのある個人情報を開示してもよいことが議会に対して通知されている。登録本署長官は、申請者に法的資格を付与することができ、しかもその情報が他の源泉から得ることができない場合、1911年センサスの一部の個人情報の開示のための申請手続きを検討する用意がある。

8. センサスで集められた個人情報の開示は、1920年センサス法による訴追の場合、裁判により許可される。

9. 特別な欧州共同体の法律により要請された場合にのみ、秘匿データがユーロスタッフ(欧州共同体統計局)に提供される。ユーロスタッフに提供されたデータの安全と秘密を守るために特別な取り決めが存在し、そのデータはユーロスタッフによって総合統計書の作成と研究のためだけに使用される。

10. その他

出生、死亡そして縁組み記録から公的にアクセスできる情報、記録証明書のための申請者に関する情報、それに国民健康サービス登録に保管されている非医療データは、法の運用のために他の公的機関に提供される場合がある。

11. データの内容が明示的に規定されていない場合、その開示が法律によって禁止されていなければ、国家統計局はそれらの情報を開示することができる。

VIII. データ管理官のためのガイドライン(案)

Guideline for Data Custodians (Draft)

(1996年7月：Version 1)

概 観

国家統計局は、データ管理官職の原理を採用している。国家統計局は保有するすべてのデータ項目について、その取り扱いと管理に対する責任を負う者を指名している。この原則は、印刷物、磁気テープ、マイクロフィッシュそしてCD-ROMといったあらゆる媒体上のデータ項目に適用される。

個々のデータ項目の個々の取り扱いは巨大な経費を必要とする。データの主題ごとの取り扱いによりこれを回避できる。特定の主題に関わるすべてのファイルやデータセットには、その主題が商用、団体あるいは純粹に行政的目的のいずれかを問わず、一人のデータ管理官と一人以上の副管理官が配置される。

各部門が保有するすべてのデータについて、部長が通例データ管理官となる。通常、部長その他の者をデータ管理官の役目をする者として指名し、それぞれの主題に対する責任を委譲する。

場合によってはデータ管理官指名のための特別な取り決めが存在する。一つ以上の目的に使用され、一つ以上の部で使用され、他の主題のデータと連結されあるいは他の機関のために保有されるデータについては、指導データ管理官あるいは合同管理官が配置されなければならない。

主要な責務

データに対するデータ管理官の主たる責務は、

1. 国家統計局が法律に基づくあるいは法に拠らない義務を確実に行使できるようすること。
2. 国家統計局内でのデータの使用を許可しその手引きを行うこと。
3. 国家統計局外部へのデータの開示を許可しその手引きを行うこと。
4. データの新たな使用を許可すること。
5. 他のデータとの連結を許可すること。
6. 秘密の保護と安全保障の問題について、他のデータ管理官、情報システム安

全保障チームそれにデータを保有する他の機関のデータ保護連絡官と連絡をとること。

7. データ管理官の任務とデータの使用のあらゆる面に関する監査のための記録を維持すること。
8. データの質、その維持その他より一般的な安全保障と秘密保護案件に関して管理を行うこと。

これらの責務の詳細は、1～8節に記載されている。

データ管理官の指名

データ管理官は、国家統計局のためにデータの取り扱いの責任を負う。通常、一つの主題に対して一人のデータ管理官が配置される。しかし出生、死亡それに婚姻に関わる登録や統計については二人のデータ管理官が指名される。他の分野でも一人以上が必要となる場合がある。

この場合には指導データ管理官が指名される。

データの収集部門と編成部門が異なりそれぞれにデータ管理官が配置されている場合、彼らは相互にまた他の関係機関と連絡を取らなければならない。

異なる部門のデータ同士を連結する場合、当該部門の長は連結されたデータに対して責任を負うデータ管理官を指名しなければならない。

データ管理官の役割

データ管理官の役割は、需要者のデータに対する要求それにデータへのアクセス要求の充足をこれらのデータに関連する秘密保護制約とバランスをとることにある。データ管理官は国家統計局の政策を常に支持しなければならない。

データ管理官は、

- ・必要に応じてデータ辞書やデータモデルを用いながらデータとその使用についての知識を維持しなければならない。
- ・国家統計局におけるデータ取り扱い方法の開発に参加しなければならない。
- ・データの安全保障や秘密保護制約それにデータの利用者の訓練に助言をしなければならない。

業務の委譲

データ管理官は業務を委譲することができるが、すべての責任を委譲すること

はできない。この権限委譲は一人あるいはそれ以上の副データ管理官ないし原局データ取扱官あるいはその両者に行うことができる。委譲の範囲は主題によって異なり、例えば、

- ・PC 計算機については、特定の日常的なバックアップ作業や原局データ取扱官へのアクセス許可のセットアップを委譲することができる。それから日常の処理業務それに他の原局データ取扱官への文書作成を委譲することができる。
- ・他の課や係がデータ作成業務を遂行する場合、彼らが一種のデータ管理官業務に相当する日常作業業務に対する責任を負うことになる。

データ管理官、副データ管理官および現場データ取扱官は、委譲した業務についての正式の記録を維持しつつあらゆる委譲取り決めに合意しなければならない。

副データ管理官の指名にあたっては、

- ・関係職員およびそのライン管理者と作業合意書に委譲任務を盛り込むことを取り決めなければならない。実務計画書にはまた処理係に委譲された作業の詳細が記載されていなければならない。
- ・その者に対して業務の委譲を行うべての職員に適切な訓練を行わなければならない。
- ・四半期毎に副データ管理官の作業が要請された基準を満たしているかどうかを定期的に点検しなければならない。
- ・副データ管理官が行った主な決定についての報告を求めなければならない。
- ・業務を離れる場合に適切にその代役を務めなければならない。

以下の節は、59～60頁の主要な責任を詳述したものである。

1. 義 務

国家統計局によるデータの保有と使用を規定する様々な法的および法に拠らない規則がある。その中には主題別のものもあり、またデータ保護法のように広範な主題に適用されるものもある。データ管理官の職にある者は、責任を負っているデータが確実に関係する規則に即しているようにしなければならない。付録Aは、国家統計局のデータに関する規則をすべてリストアップしたものである。

2. 国家統計局内部での使用

国家統計局内部でのデータの使用を承認し指導するための責任を遂行するため
にデータ管理官は、次の諸業務を行わなければならない。

1. データの使用に関する指導書を作成し更新すること。指導書にはデータ使用者の義務が記載されていなければならない。それらはまた国家統計局の政策に合致したものでなければならない。
1. データ使用のすべてについて記録をとること。データ管理官は使用を監視し、点検に使用できる記録を作成し過程を監査しなければならない。
3. データアクセスのレベルについての正式の記録を整理すること。
4. 他のデータ管理官や国家統計局内外の関係機関と連絡しデータの共有に関する決定を承認し、監視し管理すること。
5. データアクセスに関する決定を行うために他のデータ管理官や国家統計局内外の関係機関と連絡をとること。
5. データの共有や連結に関する決定に関して、データへのアクセス権に許可あるいは許可の取消しを与えること。

3. 開示

国家統計局外部へのデータの開示に関する責任を果たすためにデータ管理官は次の業務を行わなければならない。

1. 国家統計局の政策に合致したデータの開示、非開示のための指示書を作成し更新すること。それらはデータ使用者義務と責任を規定していかなければならぬ。
2. 国家統計局外部へのデータの提供を承認すること。データの受け手に対して、条件、秘密保護要件その他データの開示に関する条件を明示すること。受け手はデータの提供を受ける前にこれらの条件の受容を確認しなければならない。国家統計局から渡されたデータの送付は、データの安全保障の必要に合致したものでなければならない。

4. 新たな使用

データについての新たな使用が発生した場合、データ管理官はその提案をすべて承認し許可しなければならない。データ管理官は、その使用がいかなる法的規制にも反しないことを点検しなければならない。個人情報については、データ保

護係とともにデータ保護規制が修正を必要としないことを点検しなければならない。

5. 連 絡

データ管理官の管理下にあるデータが他のデータと連結される場合、連結されるデータセットの所管部長は、新たなデータセットのためのデータ管理官を指名しなければならない。

6. 連 絡

データ管理官は必要に応じて下記の行動を行い情報システム安全保障チームと連絡をとらなければならない。

1. データ保護、安全保障そして秘密保護の要件が充足されているかどうかを確認するために常に抜打ち点検を行うこと。
2. 24時間以内に報告することにより、不法なアクセス、秘密保護や安全保障の違反を情報システム安全保障チームのために整理すること。

7. 検 査

データ管理官は、検査のために自らの活動とデータの使用のあらゆる点に関して記録を作成しなければならない。

8. その他

データ管理官がその職として管理しなければならないその他いくつかの点がある。

1. データの質

データ管理官として主題のデータの取り扱いに関わる者と連絡しなければならない。データ管理官は次のことを行う必要がある。

- a. 確認と訂正が正当なレベルで費用に見合ったものであるようにデータの質を定義すること。
- b. 発見された誤りについてそのデータセットが必要とする質にふさわしい形で記録しそれをすべての利用者に公表すること。
- c. 処理のためにソースデータの質を確認すること。

2. 維持と保存

- a. データ管理官は、必要な場合には政府記録官とデータの維持、保管そして処分協議に関する政策に関して合意する必要がある。この政策は公立記録法に即したものでなければならない。
- b. データ管理官は安全にまた承認されたアクセスに最も適した形で保持されることを確認しなければならない。
- c. データは承認された目的のためにだけ保持されなければならず、またその目的のために必要な期間だけ維持されなければならない。このためデータ管理官は毎年それがなお必要とされているかどうかの見直しをしなければならない。
- d. データの物理的な保管の責にある者は、維持の要件に関する情報を必要とする。これの提供と要件の定期的な見直しはデータ管理官の責任である。
- e. データ管理官はデータの安全保障と定期的なバックアップを確実に行わなければならない。これには本体あるいはファイルサーバーからダウンロードされたデータおよびPCで作成されたデータも含まれる。

3. 偶発的事故とバックアップ

- a. データ管理官は次のことを確認しなければならない。
他の媒体、例えば印刷物、ディスク、マイクロフィッシュそれにCD-ROMで保管されているデータを、必要な場合には、バックアップをとって安全に保有すること。
必要が生じた場合には別にとられ保管されている適当なバックアップによってタイムリーなデータの復旧があらゆる段階でできるようにすること。
- b. データ管理官として事故管理計画を起案し、承認しなければならない。

4. PCへのダウンロード

- a. データ管理官は本体あるいはファイルサーバーからPCへのデータのダウンロードを承認しそこでデータが保有される期間について助言しなければならない。
- b. データ管理官はまたPC上に収集されたデータが自らの管轄範囲外に転送される前に承認を与えなければならない。

5. 総 記

データ管理官は次のことを行う必要がある。

- a. データ辞書上に保有されているメタデータに対するものも含め、それが正確なものであることを確認する文書を効力あるものとしそれを更新すること。
- b. 変更要請、データファイル修正要求といったデータ変更の公式記録の手配をすること。
- c. 適当な係と協議の上、共通呼称およびデータコーディング基準に応じること。
- d. 国家統計局の他の場所あるいは組織外のいずれを問わず、自らの部長が個人情報を提供するのに文書合意を行ったことを確認すること。

結 論

データ管理官は、データの取り扱いを管理する。これを効率的に行うためにデータ管理官は、そのデータに関してなされたあらゆる決定に関与しなければならない。データに関する業務に従事している職員は、人々のいかなる質問にも応対する人であることを承知していなければならない。

連絡先

情報システム安全保障チームはいかなる情報システム安全保障案件に対しても助言と指示を提供する。この文書ならびに安全保障に関する他のいかなる案件についても追加的な情報のためには下記までお電話いただきたい。

GTN 3042 3805 または GTN 1211 2841

あるいは下記まで手紙をご送付いただきたい。

IS Security または IS Security

Room 104N Room D263

Titchfield Newport

あるいは IS Security (Titchfield) または IS Security (Newport) まで Email いただけたい。

付録A 登録に関する戸籍庁長官の職務を規定する法律

Adoption Act 1976
Adoption (Scotland) Act 1978
Birth and Death Registration Act 1858
Birth and Death Registration Act 1953
Birth and Death Registration Act 1926
Civil Aviation Avt 1982
Disused Burial Grounds (Amendment) Act 1981
Family Law Reform Act 1987
Foreign Marriage Act 1892
Founding Hospital Act 1953
Friendly Societies Act 1974
Human Fertilisation and Embryology Act 1990
Legitimacy Act 1976
Local Government Finance Act 1988
Marriage Act 1949
Marriage (Registrar General's License) Act 1970
Marriage and Registration Act 1856
Marriage with Foreigners Act 1906
Merchant Shipping Act 1970
Non Parochial Registers Act 1840
Parochial Registers and Records Measure 1978
Places of Worship Registration Act 1855
Registration of Birth, Deaths and Marriages (Army) Act 1879
Registration of Birth, Death and Marriages (Special Provision) Act 1957
Registration Service Act 1953
Savings Banks Act 1887
Shops Act 1950
Social Security (Administration) Act 1992
Social Security Act 1986

戸籍本署長官に直接関係する他の法律

センサス

Census Act 1920

Population Statistics Act 1938

Public Records Act (and Load Chancellor's Instrument No 121966) 1958

経済I労働市場統計に関する法令

データ収集に関して

Petroleum (Production) Act 1934

Statistics of Trade Act 1947

情報へのアクセスに関して

Employment and Training Act 1973

Finance Act 1969

Health and Safety at Work Act 1974

Statistics of Trade and Employment Order (Northern Ireland) 1988

Trade Union and Labour Relations

Value Added Tax Act 1994

権限の移転に関する命令

The Transfer of Functions (Economic Statistics) Order 1989 (SI 1989/992)

The Transfer of Functions (Education and Employment) Order 1995 (SI 1995/2986)

The Transfer of Functions (Regulation and Statistics) Order 1996 (SI 1996/273)

その他の国の法律

Computer Misuse Act 1990

Copyright, Design and Patents Act 1988

Data Protection Act 1984

Deregulation and Contracting Out Act 1994

IX. 價格設定と普及政策

イギリス国家統計局

"Pricing and Dissemination Policy", Office for National Statistics.

国家統計局(ONS)は、政府統計事業に関わる他の諸機関との連携の下に、議会、政府そして広範な層の公衆に対して統計情報を普及し、思想決定の改善に必要な分析と助言を与え、研究を促進し、議論を活性化する情報を提供し、人生における重要な出来事を記録する。同局は、大蔵省および他の政府機関—それらのすべてではないがいくつかの活動(主にデータの収集と処理)をカバーする—から予算の提供を受けている。

このパンフレットでは、国家統計局による価格設定ならびに普及政策について紹介する。これは二つの部分からなる。第1部は統計結果ならびに統計事業に、また第2部は出生、死亡そして結婚を含む人生における出来事の登録と結びついたその他の結果ならびに事業に関連している。末尾には関係電話一覧が掲げられている。

第1部 統計刊行物ならびに統計サービス

〈一般的任務〉

国家統計局は、

- 市民憲章と公開政府白書に述べられた原則にそって容易に得られる経済、社会に関する統計を作成し、
- 作成に要した費用の回収を目的とし課された料金に関するいかなる法律をも遵守しつつ政府統計の最大限利用をはかること、を任務とする。

- 収集され公表される様々な統計の重要度についての決定は、ユーザーと諮門委員会の助言に基づいており、国家統計局の設置規則に規定された原則に基づいている。

〈一般的政策〉

- 国家統計局は、政府統計実務規則に規定せれている普及ガイドラインに従う。この実務規則は、政府統計機関から刊行されており、国家統計局図書館で利用できる。この政策文書は、国家統計局の個々の活動がこれらのガイドラインのいずれに従っているかを示している。
- 料金は、統計刊行物、統計機関、そして特定の顧客の要請に応じた結果に対して課される。
- この政策のあらゆる側面は、提供される全情報の秘密保護の観点ならびに普及および関連事項を規制するイギリスあるいはヨーロッパの法律に基づく。
- 国家統計局は、あらゆる顧客のニーズに応えようとする一方、その能力や財源を超えるものまたは公示された事業の範囲を超える要求についてはそれを拒絶する権利を有する。

〈価格設定政策〉

- 国家統計局による価格は、政府サービスに対する料金徴収についての政府の政策に従って決定されている。国家統計局の派生収入は、顧客のニーズに応じ、その資源の有効転用に用いられる。
- 出版のような類似の一連の事業やサービスについては、その費用を所定の期間内に回収することが期待されている。
- 価格は、提供されるサービスの種類に基づいて設定されている。これは、類似の統計でもサービスとパッケージによって異なって価格がつけられていることを意味する。
- 刊行の準備、印刷、配布それに市場調査の全費用に基づいて刊行物の価格は設定される。それには、大蔵省より支出されているデータの収集、処理その他の資料費は含まれていない。
- 入札により実施した調査を含め、他の政府機関から委託された統計刊行物とサービスについては全費用が回収の対象となる。
- 顧客に対してサービスが提供される場合、市場調査、成果の開発そしてサービス提供のすべてに関わる費用が回収される。それには、所定のサービスを提供するために収集されたデータでない限りデータ収集費用は含まれない。
- 新しい統計の公表開始あるいは成果刊行の最後には、需要を呼び起こしあるい

は在庫を一掃するために要した費用以下で価格が設定されることがある。

●価格は、市場が競争的であるかあるいは逆に十分に根拠のある不当競争の非難を受けることになるかといった市場の条件にしたがってさらに調整されることがある。

●価格はまた、学生、図書館、学校その他の公共教育機関（「より広範な普及」の部分を参照）に対して減額されることもある。

●国家統計局による価格は、国家統計局管理・調整部門によって定期的に（通常毎年）見直される。

〈電子データの価格設定と普及〉

●産業界での慣行にそって、公表された価格リストに従い、個人のエンドユーザーには基本価格で、また複数のユーザーを持つ組織にはより高い価格が請求される。

●オンラインサービスの価格は、提供の範囲と利用可能性、契約機関での同時ユーザーの人数、この種のサービスを提供する国家統計局側での費用を反映することになるであろう。

●（例えば提供開始期といった）主要統計情報については、インターネットが利用できる。

〈提供業務〉

●統計データの提供についての国家統計局については独立の文書に記載されており、出版局から入手できる。

●その中心的な原則は、データが可能な限り速やかに提供され、提供期日については事前に公示されており、厳密に知る必要がある場合だけを除き、あらゆるユーザーに同時に利用できるようにされる。

〈促進〉

●国家統計局は、様々なユーザーグループ、公聴会、その他の会合を通じてその顧客と常に接触を図り、同局の主要統計刊行物とサービスのいくつかについて顧客登録を整備する。

●国家統計局は、広告やダイレクトメールを含め、顧客あるいは潜在的顧客に一

連の販売促進方法を用いて情報を提供する。国家統計局はまた、広告が一定の基準に合致する場合、自らの刊行物に有料広告を受けつける。

●価格表および販売促進の資料は無料で提供される。大きなカタログや要約集は有料である。

〈より広範な普及〉

●国家統計局は、刊行物に対して所蔵責任を持つ国立図書館、オックスフォード大学ボドレアン図書館、ケンブリッジ大学図書館、スコットランド国立図書館、ダブリントリニティ大学図書館に出版物を一部寄贈する。国家統計局の刊行物のあるものはまた下院図書館にも寄贈される。

●国家統計局は、出版社による援助あるいはそれとの取り決めにより無料あるいは値引き価格でいくつかの刊行物とデータを提供することがある。学生、図書館、学校、その他公共教育機関がその受益者となる。この便宜は、データの利用が収益をあげる場合には適用されない。

●国家統計局のデータは、学問的研究と教育のためにエセックス大学経済社会研究協議会データアルカイブに無料で寄贈される。

●データは、様々な印刷物その他の媒体で各国の統計比較を公表しているユーロスタットやOECDといった国際機関にも提供される。

●国家統計局は、ユーロスタットに対して統計刊行物ならびにサービスのためのデータを提供することが法律で義務づけられている。国家統計局は、イギリス国内でユーロスタット販売代理業者として機能し、イギリスでの販売で収益あるいは著作権使用料を得ることができる。

〈一般からの照会〉

●電話照会を含め、一般の問い合わせは原則無料であるが、大きな、複雑で多岐にわたる問い合わせに対しては、要求に応じるのに要した時間と資料の費用を支弁するために料金が課せる。

〈連携〉

●国家統計局は、国内向けに提供されるサービスを補完し、そのことによって普及を促進する民間部門との連携を強化する。

●新たなサービスや統計刊行物を市場に出すために国家統計局は、官民共同開発、

民間資金の導入、借り入れ、組織内での開発といった国家統計局の成果の普及と利用を最大化するあらゆる方法を検討する。

〈第三者機関による販売〉

- 国家統計局は、普及の最大化といった最優先課題を損なうことのないように、通常、当事者以外の販売業者に国家統計局データの専売権を認めない。
- 国家統計局は、同局が当該サービスそのものを行わない限られた期間（国家統計局データに基づく刊行物のような）特定のサービス提供の独占的権利の付与を考慮しることができる。
- 著作権使用料の水準を含め課金は、統計刊行物のタイプに依存する。販売見通しと販売者によるそのデータへの付加価値といった要素が考慮される。

〈版 権〉

- 国家統計局のあらゆる統計と公刊資料は王室版権が適用され、政府を代表して王立出版局（HMSO）が所管する。王立出版局は実際には、著作権使用料をユーザーに課金する権利を含め、版権の責任を国家統計局に委任してきた。
- 出版物やその他の統計刊行物の購入価格は、その購入者自らが使用する権利を付与する。限られた「無料」複写が、例えば、学校や図書館には認められているが、複数複写や販売のための副本や複製は、著作権料支払いの対象となる。
- 国家統計局は、その情報が国家統計局のサービスや統計刊行物の中心部分を占める場合、その著作権を尊重する。
- 国家統計局著作権管理官は全ての照会と許可を所管する。

第2部 その他の統計刊行物とサービス

- 国家統計局はイングランドとウェールズにおける住民登録制度を所掌する。この業務のいくつかは大蔵省の資金の提供を受けている。登録証明書（出生、死亡、養子縁組み、そして結婚証明書）については、課金の原則は規定に定められており、料金は規則に明記されている。一般に、要した全費用が課金の基礎となっており、毎年見直される。

- 国家統計局は、保健省その他の政府機関にかわり国民健康サービス中央登録を

管理している。費用は関係する機関の間で協議される。

●その他の統計刊行物とサービスの課金は、第1部に記された統計刊行物やサービスについての当該政策に従う。

〈関係電話番号〉

販売部	0171 270 6081
証明書販売	0171 396 2828
広告	0171 396 2207
著作権	0171 270 4627

一般照会：

経済統計 (雇用統計を含む)	0171 270 6363
経営統計	0163 381 2973
社会統計および登録関連	0171 396 2828

図書館：

ロンドン	0171 396 2236
ニューポート	0163 381 2973

出版問合わせ：

経済および経営統計	0171 270 6519
雇用統計	0171 270 5449
社会統計および登録関連	0171 270 6192

X. イギリスにおけるセンサスミクロデータ：その可能

Census Microdata in Great Britain : The Possibilities

クリス J. デーナム（人口センサス調査局）

はじめに

イギリスの人口センサスミクロデータの提供可能性は、1970年代を通して議論され、80年代の引き続き議論的となった。需要の多くは、合衆国やカナダのセンサンスのテープのような確立された公表手段に親しんだ研究者から出されている。これまでの需要については人口センサス調査局 (Hakim, 1978年) によって検討されており、その後もユーザーの立場から (Norris, 1983年) によって検討されている。最近、イタリアでは、研究者のセンサスミクロデータへのアクセス可能性がいくつかの新たな需要を呼び起こしている (OpenShow, 1986年)。

政府のサーベイミクロデータについては、人口センサス調査局によって利用可能だが、センサスミクロデータはまだイギリスでは作成されていない。しかし、1981年に政府は、白書（政府の政策についての公式刊行物）の中で、ミクロデータの作成の意向を次のように表明している。

戸籍庁長官¹⁾は、秘密を有効に保護しながら広範な層のユーザーの利用に供される公開テープの形式について、関係するあらゆる個人や団体に提案を求める（王立出版局 (HMSO)）。

- 1) 2人の戸籍庁長官が、イングランドとウェールズを担当する人口センサス調査局、そしてスコットランドを担当する戸籍本署というイギリスの2つのセンサス局を指揮する。

しかしこの声明は、そのデータの価格、法的義務そして秘密保護に関する重要な要件による留保付きのものであった。センサスミクロデータの作成は、次の3つの主な条件に合致するものとされた。

—テープの使用者は、そのコストを十分正当なものとしなければならない。

—法令（立法）当局に要求が提出され、しかも

—データは秘密が保護されるように作り上げられねばならない。

センサス局の法的立場がミクロデータを求めるすべての利用者が需要し、特定そしてデータの代金を支払わねばならないことを必要とすることもまた明らかにされた。センサス局は、個々の提案が条件に合致するかどうか決定することは

できるが、顧客がコストを支払う意志もないときに「見込み」の事業としてミクロデータの作成に着手することはできない。

本稿執筆時点では、ユーザーの1グループだけが、センサスミクロデータについて政府によって有効に取り上げられている。実際、センサスミクロデータは、イギリスでのセンサス利用者の間で主な議論の対象とはなってこなっかたし、おそらくその結果、ミクロデータはいかなる国民あるいは政治的な論争の対象ともなってこなっかたともいえる。本稿の最後の部分では、何らかの方法でセンサスミクロデータならびに関連する公表方法が将来開発されることを検討する。

1 イギリスにおけるセンサスミクロデータ

センサスミクロデータの潜在的重要性

1.1 人口の社会・経済的条件についてミクロデータが提供することができ、またいくつかの場合に提供しているものをイギリスで他の公的統計資料が提供しているが、人口センサスは次のような理由で非常な関心が向けられている。

—合衆国やカナダでのセンサスミクロデータの例

—社会科学研究にとって、包括性の点で他に匹敵するような情報の源泉が存在しないこと、

—業務目的のために集められている他の公的データ、例えば、失業報告のように限られた特性しかカバーしておらず、納税申告書のように細かな統計調査票としては利用できない。そして

—イギリスでは国民、世帯あるいは住民について一般的な登録は存在しておらず、センサスに代替する統計目的の公的データを一般に結合したものも存在しない。

—センサスミクロデータは、政府の難しい基準をクリアーできる社会学者に対して大きな報酬を与えるものとなるであろう。

1.2 イギリスではセンサスの歴史ミクロデータが利用できる (Norris 1983)。センサスの実施から100年経過すれば、公文書として保管されている氏名、住所付きのセンサス調査票は一般的な閲覧に供される。従って、歴史家や系図学者は、現在、1881年センサス調査票からデータを取り出すことができる。実際、機械可読の歴史ミクロデータが最近いくつか研究者によって作られている。最近のセン

サスについても記録が機械可読な形で同様に保管されているが、この場合データはコード化され氏名、住所は除かれている。しかし、これら歴史ミクロデータに関する問題は、最近のデータに関するそれとは明確に区別される。現行のミクロデータについても先行的にいくつか提供されてはいるが、この点については本稿ではこれ以上触れないことにする。

センサスミクロデータの概念

1.3 イギリスで「匿名化された機械可読な形での個人に対する個別データ」(王立出版局1981A)を表現する用語として、「公関標本」「公開テープ」そして「ミクロデータ」が互換性があり実際に意味の違わない用語としてある。しかし、ミクロデータについては、潜在的ユーザーにくらべ、当然のことながら、政府統計の関係者の間ではより限定された立場をとる傾向がある。

1.4 センサスミクロデータに関する公式見解は以下の通りである。

—そのようなデータは、すべて処理された属性を含むコード化されまた検証された基本センサスファイルからとられた100サンプルないしそれ以下の個人や世帯の小サンプルに關係している。

—異なるユーザーのために異なった属性の組み合わせが提供できるように1サンプル以上が取り出せる。

—属性を組み合わせることにより個人が特定される危険性およびそれによって他の属性が露見する危険性（これら2つは関係してはいるが別の危険性であり、露見は通常より深刻な結果である）は、以下の方法で減らすことができる。

—あらゆる調査票から個人識別子、住所それにほとんどの地域コードを削除すること、

—データーを限られたカテゴリー数以内にコード化すること、

—データーに手を加えること、

—最終的に、ミクロデータへのアクセスを選ばれた利用者に限定することは、秘匿措置に対する公衆の信頼を得るのに有効ではなく、ミクロデータは全員に対して開かれたものでなければならない。そして

—レコードは機械可読な形とする。

1.5 センサスミクロデータの潜在的利用者は、発想がより制限的でないように

しなければならないことを示唆している (Norris 1983)。彼らは、特に、ミクロデータが世帯内の個人間の「位階的」つながりを示すものでなければならないことを強調している。地理的類型の研究ができるように小地域あるいは詳細地域コード付きのサンプルでのあらゆる個人についてのある種のミクロデータがあつてしかるべきだという要求があった。計算能力の向上もまた大規模ミクロデータセットの分析を利用者に可能にした。このようにしてはじめて複雑な社会・地理学的諸類型の分析に対するセンサスクロス表の制約を取り除くことができるとそれは主張している。

2 イギリスにおける社会サーベイミクロデータ

2.1 人口センサス調査局は、政府のために種々の社会サーベイの実施の責任を負っている。これらのサーベイのほとんどすべての報告書は公刊されるが、結果の第一義的な受け取り手は、これらの調査を委託した政府省庁である。しかし、人口センサス調査局は、しばしばサーベイデータには学問研究の潜在需要があることを承知しており、サーベイの匿名データapeが研究目的に提供されている。このような慣行はここ5年来確立されており、提供されている資料には経常総合世帯調査 (GHS)、家計調査 (FES) それに労働力調査 (LFS) さらにより特殊な性格のいくつかの「一回限りの」サーベイデータが含まれる。サーベイデータapeの利用可能性および使用を解説した文献は比較的少なく、もっとも包括的なガイドが4年ほど前に出版された (Hakim 1982)。

2.2 データapeの提供は、サーベイの実施と報告という主要任務に対して副次的なものとみなされている。それはデータの再分析ができるようにというユーザーの関心に対する対応であり、人口センサス調査局にはんのわずかの経費の追加ということで行われている。しかし人口センサス調査局は、データの提供が学界との対話に役立ち、また広範な使用から新たなデータ解析法、開発されると考えている。データapeの提供と関連して何らの特別な法的、行政的あるいは財政措置もとられてはいない。

2.3 現在のところ、エセックス大学に設置された。経済社会研究会議データ保管所（現 the Data Archive：訳注）は、調査データapeの唯一の保管所である（ESRCは、研究に資金を提供する公的に援助された機関であり、データ保管所は

イギリスにおける社会科学データの主要な国立保管所である)。データに対する照会はすべてこの保管所にまわされるが、人口センサス調査局は要求に応じて他の研究機関にテープのコピーを供給するようになっている。経常調査のデータは、行政経費の回収分を除き無料で保管所に転送され、保管所はそのかわりデータに課金を認められていない。しかし「一回限り」のサーベイデータのについては有料である。実際、データテープは提供に先立ち、ミクロデータ使用のために手を加えられておらず、ユーザーはそのデータの処理費用を支弁しなければならない。テープの構成はやや込み入っており、例えば、ユーザーは調査報告書で用いられている追加変数を作り直さねばならない。説明書は外部利用者向けに作成されているわけではない。

2.4 テープの提供に先立ってのデータの匿名化措置は直接的である。

—氏名、住所その他の個人識別子は削除されている。

—データはすべてコード化され、すなわちカテゴリー化されている。そして、

—データは標準地域レベル（イギリスの10地域）に地理学的にコード化されている。

その他の点についてはデータには手が加えられておらず、粗い分類に再コード化されてはいない。データの他の2つの側面が、匿名性を確保するのに有效地に役立っており、露見の危険性がほとんどないようにするのを確保するのに役立っている。第1に、調査サンプルとして選ばれた人々や世帯の氏名や住所は、人口センサス調査局の外部には公表されておらず、特定の個人がサンプルになる確率は数百分の1である。第2に、「継続」調査で個人が何日に実際に調査されたかは伏せられており、データへのアクセスまでの時間の経過は、識別の困難を増加させる。データテープは、それが最初に作られてから1年後に提供されるので、データは18ヶ月から2年経過したものとなる。最後に、もちろん、すべての調査が強制的なものでないだけに、すべての個人はデータを渡さないこともできる。

2.5 データテープの悪用に対しては特に罰則は存在しない。もっとも人口センサス調査局は、いかなる時にも供給を停止できる。これまでのところデータの提供は、調査期間中に何らの不評も目立った国民の反応も呼び起こしていない。

2.6 センサスに対してサーベイミクロデータはずっと広範な特性を持っているが、標本の規模は相対的に小さく、地域コードも粗い。サーベイミクロデータはセンサスミクロデータを完全に代替するものではなく、両者は相互補完的である。

3 イギリスにおけるセンサスミクロデータ需要

3.1 センサスミクロデータの作成を促す3つの指標のうち第1は、使用がコストに見合うものでなければならないということである。このことは部分的には何がセンサスで調査され、どのような統計がすでに利用可能で、以前の調査がミクロデータ化されているかどうかに依存する。(1981年センサスまでのものについては一連の過及的研究、例えばThatcher 1984, Denham 1985がある。)

原情報

3.2 要するに、1981年センサスは、被調査者にできるだけ負担にならないように、また調査結果がすばやく集計できるように簡単に設計された。ミクロデータにとってのもっとも重要な結果は、センサスが国際基準に従い限られた数の質問しか含んでおらず、従って、リレーショナル分析のための変数が限られている。しかし結果データは、比較的広範な統合データを提供するようにさまざまに手が加えられている。センサス調査項目は82ページの表1に示されている。

3.3 1981年センサスから得られるものについては人口センサス調査局からユーザーガイドとして公刊されているが、要するに、ミクロデータについて考慮する前にセンサスユーザーは、次の2つのタイプの統合データを選択することができる。

- 1) 政府刊行物センターあるいは直接センサス局で販売される印刷物（報告書は地域編と主要項目についての全国レベルでの報告を含んでいる）
- 2) 人口センサス調査局から有料で得ることのできる統計概要
 - a) 小地域についての包括的データを含む標準概要
 - b) ユーザーの求めに応じて作られた注文概要がある。

このような調査結果は、1変量の集計値あるいは2つないしそれ以上の通常は5から6次のクロス表として与えられる。要約報告を除けば比率のような誘導統計値はあまり使われない。

3.4 センサスを実施し完全に確認された段階にまで加工する費用は、政府によって賄われる。報告書を準備する費用もまた政府によって賄われ、印刷費用だけが購入者から回収される。摘要については費用は自己負担となるが、一般購読者向けの摘要の場合、多額となりうるが、購入者はわずかばかりの追加費用分を支

払う。

小地域統計

3.5 1981年センサス結果の中心に小地域統計（SAS）がある。標準的摘要は、ユーザーとの細かな協議を経て企画され、それに基づきセンサスの結果報告全体が作り出される（OPCS 1983）。SASは、イギリスの全地域についての標準的なクロス表体系であり、センサスのあらゆる項目をカバーし、各地域について4,000以上の統計的な集計を行っている。SASは、イギリスの13万調査区（平均150から200世帯からなる小地域）、調査区から編成されるさまざまな広域について利用できる。SASは、さまざまな基準フォーマットのテープ、マイクロフィルムそして印刷物の形で利用できる。

3.6 SASの集計表は、地方センサス報告の基礎となり、またその中から要約報告が作られる。多くのSAS表は、その展開形態としてあらゆる地域レベルおよび特別報告、要約報告での結果発表を特色にしており、広範な関連データを意義のあるものにしている。

3.7 SASは、事実上イギリスのすべての地方・衛生当局が購入、利用しており、学術研究面でのあらゆる利用に供されている。SASがこのように広範に利用される面で大いに役立っているのは、センサス実施に先立ち、ソフトウェアパッケージSASPACを作成する委員会である独立の団体が作られ、その構成員が保有するあらゆるタイプのコンピュータ用にSASを処理することである。

3.8 要するに、SASの包括的な発展とその広範な利用可能性によりセンサスは、より複雑な統計おそらくはミクロデータの分析によって与えられる一国レベルあるいは地域レベルでの研究に向けてというよりも地域密着型のより単純な基本統計を用いる主として地域研究に利用されていた。

既存の情報における秘密保護措置

3.9 あらゆる公表形態を企画するにあたって人口センサス調査局は、分類や計数が取り上げられる典型的な人口の規模に関して過度に排除的にならないよう留意している。報告の中の統計はいかなる形でも修正や変更は行ってはならない（事実、最も近い0ないし5への計数の丸めは、1971年センサス以降採用されていない）。SASでは、個人や世帯の全数抽出から得られた計数については、（個人と世帯の基礎数字を除き）秘密保護のために各欄目に0、+1、-1が付加されてお

り、SASは単一の地域に25人あるいは8世帯以下の場合、完全に他と結合される。

既存の分析の限界

3.10 センサスの利用者がもっぱらセンサス項目をクロス分析し、膨大な地域情報を持った調査された項目について与える源泉にアクセスしているが、多くの利用者は、「ミクロデータが利用できないことがイギリスで行えるセンサス分析についての重大な制約となっている (Hakim 1978)」という1981年センサス以前に合意を見ていた論論にお同意している。

3.11 ミクロデータへの需要は、主に社会科学関係する学術・研究機関、それに部分的には「市場の差別化」を試みている民間部門、また数こそ少ないものの、政府当局や若干の大きな地方当局から絶えず発生している。彼らの要求は以下のように要約できる。

- 変数を関連付けたり、ミクロデータ以外の標準的なセンサス結果ではカバーされていない人口やその部分グループの研究を行う必要、そして／あるいは別のクロス表の計数間のニセの相関を避けるすなわち「ecological fallacy」を避ける必要。

- ミクロデータの標本を用いた新たな追加変数あるいは分類の開発の可能性。
- 固定された地域分割を含め、一般的な区分では表示されないデータ中の潜在的な分布を検討する希望。

- 受注集計を得るのに時間がかかることとコストを回避したいとする希望。

3.12 センサス局は、ミクロデータ作成の利点を次のように考えている。

- (ミクロデータの作成に必要な資源も相当なものであるが)受注集計を作成するのに必要な資源の削減。

- 人口センサス調査局の限られた計画では行われない分析やその使用によって政府のセンサスへの投入経費から得られる便益の増加。

- 将来の結果分析方法の改善の可能性。

3.13 要するに、イギリスのセンサスミクロデータについてはいくつかの適用例がある。しかしこのことは、それ相応の価値のあるものというわけではない。これについては、後に第7節で、ミクロデータの価値に重要な意味を持つ適法性と秘密保護に触れた後で検討される。

表1 1981年センサス調査項目

世帯員あるいは病院やホテルなどの公共施設にいるすべての人は、次の項目を質問される。

年齢（誕生日）

性

婚姻状態

世帯主との関係*

センサス調査時点の所在

常住地

1年前の住所（移動）

出生国

16歳以上の全員には、次の項目が質問される。

前週の経済活動

就業状態（自営、雇用、その他）

就業する産業（雇用者の名称と産業）*

職業

職場の住所

通勤手段

資格*

*人口の標本の分析については、以下参照。

ウェールズでは、ウェールズ語についての、またスコットランドではゲール語についての質問が追加される。

さらに、各世帯での記入者には次の事項が質問がされる。

部屋の数

持ち家か否か

設備

乗用車およびバンの台数

もし世帯が留守あるいは住居が空き室であった場合、センサス調査員は基本項目のみを記入する。公共施設については、例えば職員、居住者あるいは訪問者といった施設内の人々の立場や状況とあわせて施設のタイプが記録される。

標本の加工

ある質問に対する回答（例えば誕生日）はそのまま簡単にそしてすばやくコンピュータ処理にまわされる。その他の質問（例えば職業）もっと複雑でこれらの多くの場合—上のリストでアステリスクが付されているもの—慎重に抽出された10%の世帯（施設内の10%個人標本）に対して回答がコード化される。このためこれらはもっと時間と独自の処理を必要とし、このためセンサスの「10%」抽出統計はしばしば分離して公表される。

4 センサスミクロデータに対する法的基礎

1920年センサス法

4.1 ミクロデータ作成の3つの指標の第2番目は、それが法的に権威づけられねばならないことである。これはイギリスのセンサスが1920年センサス法に基づいて実施されているためである。その後の法律はいずれも基本的にセンサスと相容れないものではないが、最近のいくつかの公式表明がセンサスと関連しており、以下に述べられる。登録本署長官（センサス局長）はセンサス法に規定されていることを行う権限を有するが、この法律に規定されていないことを行う権限は持っていない。従って、いかなるセンサスミクロデータの作成も法の権限に属するかどうか判断されねばならない。

4.2 法律の一つの簡単な節がセンサスデータの公表権限を規定している。登録本署長官が会議への報告（これが政府刊行物センターで販売されているセンサスの主要報告書である）を規定した条文に統いて、第2項は次のように規定している。

「登録本署長官は、必要と判断した場合、地方当局あるいは個人の要求と経費によって、そのような統計情報を含み、本章の規定に基づき自らが行う公表に含まれておらず、当局あるいは個人が要求するのが適当と考える要約を作成することができる。（1920年センサス法 [10 & 11GEO. 5.CH 41] section 4.(2)）

ミクロデータは印刷報告書には収録することができないので、それは「統計的要約」の形でしか作成されない。この場合、ミクロデータが注文され、ユーザーによって特定化されそして費用が支払われねばならないことになる。しかしミクロデータの提供は当該法規の権限の範囲内で行われることとされており、他のいかなる規定もミクロデータを規制しない。

4.3 この法律は、8.(2)項が「適法当局」以外によるセンサス情報の公表や伝達に対する厳しい罰則を規定してはいるが、ミクロデータに影響する統計的要約に適用されるいかなる秘密保護措置についても明示的には規定していない。しかしこの規定は、これらの罰則が現場でセンサス情報の収集に従事した人々にだけ適用される。

4.4 イギリスにおける最近のデータ保護法は、個人に関するデータが法の適用範囲に入る氏名や住所あるいはその他の個人を特定するものを含まねばならないので、匿名化された個人情報に関するとは思えない。しかしセンサスミクロデータの提供に先立ち、データ保護当局からの助言がさらに必要とされるであろう。

センサスミクロデータは所管当局を持つか—論理的提案

4.5 そこで、「統計情報…を含む…要約」という字句に込められた意味が適法性の問題となる。ミクロデータはクロス表とは異ならないであろう。秘密保護のために加工や修正されていないセンサスの多次元クロス表のセルの中の件数は、匿名化された一人の個人あるいは2人ないしそれ以上の個人についての簡単なミクロデータセットとみなすことができる。このことは、国勢調査区についてSASの表によって例示できる。表2は、マンチェスター市ロングサイト区のある国勢調査区(No.BNBA 14)のSAS 50表を例示したものである。この国勢調査区は、1981年に177世帯544人が居住しており、その境界と区内の住所はセンサスユーザーが利用できる大規模地図に示されている。

4.6 例示された50表は、例えば、(1)居住者で(2)16歳以上の(4)女性で(5)経済的に活動(EA)しているが雇用はされておらず(6)第9社会経済グループ(SEG 9)の熟練工である一人の個人がいることを示している。従って、この表は、6つの広域要素を持つ簡単なサンプルミクロデータを与える。他のSAS表からは詳細な地域コードや多くの「環境」データが得られる。10サンプルのうちの1つということは、識別化と追加的情報の露見に対する合理的な自衛策となるように思われる。(SAS内のデータは、サンプルデータが表内でまた地域間で統合できるように詳細に提供されている。)

4.7 提案に指摘されているように、そのような表は慣例的にも実務上も適法であり、出生地あるいは持ち家所有の有無といった属性をミクロデータセットに追加しても状況には何らの論理的な差異も生じない(大半の場合、サンプルとなっ

た個人が単独となる確率が増加する場合を除き)。このようにしてミクロデータは、それが単にクロス表の延長線上にあるため統計的要約であり、従ってミクロデータは合法性を持つ。

4.8 しかしながらミクロデータとクロス表とを同一視する考えは、司法での審判を仰いだものではなく、法律顧問や裁判所がそのような「論理的」な議論に対して「合法性」に制約を課すことが十分ありうる。6次元クロス表が統計的慣行として容認されても、例えば、20次元クロス表が作成されたことはなく、匿名化されたセンサスデータの記録が統計的要約から物理的に区別できるとはいえない。

4.9 政府は、1920年のセンサス法が法的根拠を与えているかどうか疑わしいために(センサスミクロデータのために)新しい法律が必要であることを認めている(HMSO 1981 A)。新しい法律の立場を明らかにする決定は何等なされておらず、政府統計に関連する広範な法律の一部でもない限り近い将来そのような特別法が実現し得るかどうかは疑わしい。法的不確実性が今のところ残っている。

ミクロデータに関するその他の公式声明

4.10 広範な点が法的に考慮しなければならないが、統計ミクロデータの考えを公的に促進させるものがある。費用一効果の良い活動を追求した1981年のDerek Rayner卿による政府統計サービスの点検結果は原則として次の点を勧告している。

「(政府に対して)より安価に国民が政府が保有する数字にアクセスできるより弾力的な手段が開発されるべきである。私は…公共利用テープ…のことを考えている。そのようなものの提供は、適切な使用料によってまかなわれねばならない。」(HMSO 1981 B)。

同様に1984年に政府は、次のような政府の調査によって得られデータの取り扱い実務規則を刊行した。

「法律によって禁止されていない場合またそのようなことを行わないとの公約がない限り、(政府)省庁は統計単位に関する匿名化情報を他の(政府)省庁あるいは機関そして政府機関外部の信頼のできる研究者に転送することができる」(HMSO 1984)。このようにイギリスでは、センサスやその他の政府統計資料ミクロデータを作成する原則についていくつかの公的に促進するものがある。

表2 小地区統計表*の例

居住者（経済活動人口、退職者）

経済的地位

社会 経済 グループ	全居住者 経済活動 人口ないし 退職者)	雇用されていない経済活動人口		
		男	女	未婚・死別・離別 既婚
1	2	0	0	0
...				
9	8	0	1	1 ¹⁾
...				
17	3	0	0	0
合計	30	3	1	1

完全な表は、18の社会経済グループ（SEGs）のそれぞれについて集計値を与えるとともに、退職男子数、経済活動人口数、経済活動移動人口数も与える。

*）マンチェスター市ロングサイド区第BNBA14調査区。表50より抽出。この表の数字は、センサスの10%標本である。完全な表は171セルである（9列×19行）。

1) 報告書の本文参照。

5 秘密保護

5.1 センサスミクロデータ作成の3つの主要指標の第3は、秘密保護が尊重されねばならないことである。センサス法はセンサスから得られる統計情報に適用される秘密保護措置を規定してはいないが、秘密保護の基準は議会に対して与えられた約束としてセンサス調査票に明記されている。1981年センサス調査票に記入するあらゆる個人に対する約束として、

「あなたの回答は完全な秘密として取り扱われます。それらは統計作成に使用されますが、あなたの氏名と住所はコンピュータには入力されません」と記載されている。

そして政府はセンサスを前にして

「従来と同様、センサス局は特定個人あるいは世帯に関する情報を他の政府機関あるいはセンサス機関以外の誰に対しても譲渡することはありません」(HMSO 1978) ということを表明した。

これらの宣言はミクロデータが統計目的のためだけに提供されるもので、ミクロデータを規制するものではないが、センサスデータの提供については他のいくつかのヨーロッパ諸国よりもより厳格な制限を課している。例えば、登録のクロスチェックその他の目的のために市や地方当局に個人データが提供されることはないし、それが中央政府の他のいかなる機関に提供されることもない。この基準は、プライバシーと秘密保護に関する発展したイギリスの关心を反映している(社会サーベイとりわけセンサスに対する影響についてはCope [1979] が、一方 Hakim [1979] は、センサスの秘密手段の発展について述べている)。

5.2 イギリスのセンサスのたびにそれに先立って議会から出される命令や規則は、センサス調査票への回答をあらゆる世帯員や個人に対する義務としている。しかしこの強制力にもかかわらずセンサスは、国民そして彼らから選ばれた代表者そして「公衆のために活動する」報道機関による協力に基づいて初めて成功裏に実施される。

5.3 センサス局によるいかなる事実上のあるいは意図的な秘密の侵害は、たとえ司法当局が権威を損なわれなかつたとしてもまた秘密を侵害するデータが有効な公表に役立つとの最良の意図を持ったものであっても、センサスを崩壊させる可能性が大きい。これは、センサスミクロデータのユーザーに対する便益をはるかに越えるあらゆるセンサスユーザーの潜在的損失を伴う危険性を持つ。

5.4 このため人口センサス局調査は、ミクロデータについての何らかの提案を検討する際には、秘密保護の約束に合致する十分な手段があることを保証しなければならない。匿名化や露見防止措置が、一般に1981年センサスで採用された直接的で率直なアプローチであるように思われる。手段は頑健で、明瞭で一般大衆の理解できる範囲内でなければならない。それらの方法は、露見に対して完全な安全保障を与えることを目標としたり、あるいはそれを要求するといったほとんど不可能なことを追求するのではなく、組織的な露見を防止したり無作為に発生する許容可能な低い水準に露見の確率をおさえるように作られている。

5.5 データの変造といった他のもっと極端な方法も使うことができるが、それ

とあわせて現状でもっとも適用可能な手法としては、

—一般化されたデータコード（SASはもっとも妥当な地域的ならびに統計的詳細情報を与えるように思われる）

一本質的でないデータを削除した広域クラスにコード化されたデータ、そして

—抽出率100分に1以下の標本、

がある。

一般原則は、主たる属性の一つ—地域、統計、あるいはカバレッジーをより詳細なものにすることが他の属性のそれのひき下げと組み合わされるということであろう。例えば、世帯内での人々の「地位序列」を有するミクロデータは、本質的でないデータを剥ぎ取られ、最も一般的な地域コードだけが与えられる。しかしながら、「匿名化された」環境データは、個人ミクロデータ記録、例えば、地区のタイプ（例えば多変量分類）あるいは地域指標に追加されることができる。

5.6 登録本署長官がまれにしか法的権限や拒否権行使しないことを条件に、ミクロデータの利用可能性についての広報そして他の注文集計と同じくいかなる個人や組織にもミクロデータを販売することにより、秘密の変換侵害についての助言や特定のユーザーの特別扱いを避ける手段が講じられねばならない。ミクロデータから取り出したものが自由に点検できるようにすることが、公衆の信頼を得るのに役立つ。

6 センサスミクロデータの価値

6.1 もしセンサスミクロデータが1920年センサス法を法的根拠として作成される場合、その法はデータを注文し、指定しその代金を支払う責任をユーザーに課する。このようにセンサスのユーザーには、費用、予期される便益に対するミクロデータの統計的限定が負わされる。

6.2 1981年センサスの一般目的ミクロデータファイル一つの費用は約5万ポンドで、一式全体、例えば2標本データセットに処理システムを加えたものはユーザーに約10万ポンドの費用がかかると考えられる。これは部分的には人口センサス調査局がミクロデータに容易に変換できるファイルを有していないことによるものである。標本の選定、抽出秘密保護のための修正と点検がすべて必要とされ、ミクロデータバックアップ用の文書作りも必要となる。

6.3 1981年センサスミクロデータのユーザーとなる人は次のような統計的問題にも直面することになる。

—1981年センサスのミクロデータは、あらゆる実践的な利用目的のために、すでにセンサスレコードの中にあるコード(追加変数のそれも含め)に限定される。つまり、ユーザーが遅れるのを受け入れるとしても再コード化された1%標本データとして提供される可能性が最も高いため、データは既存の集計表の立案者の考えに制約されることになる。

—既存のコードが限定されていることが、人口のサブグループを標本として選ぶ場合の制約となる。

—ミクロデータの取り扱い試行面での遅れが、1981年センサスミクロデータを5年以上経過したものとしている。

—ミクロデータを地域的に広く分布する少数の標本に限定することが、地域的関係の研究へのミクロデータの利用を非常に少なくする。

—標本数の少なさと地域情報の限定が、勤務地、通勤そして移動データの分析範囲を限定する。

—ミクロデータ標本からの人口についての数値の推計は、個人を世帯にまとめたことにより難しくなる。そして、

—ミクロデータのユーザーは個人レベルで非センサスデータと連結することができない。この種の連結は、センサス局の秘密保護の範囲内で行われざるえない。

6.4 要するに、1981年センサスミクロデータの潜在的利用者は、データにはとんでもクロス表が作成されており、その結果が広くしかも安価に利用でき、そしてミクロデータにかかると考えられる費用よりもずっと少なく受注表が作成できる中で、センサスの変数の数が限定され、ミクロデータに新たなコードを導入する可能性がほとんどないという条件下で新たにできる分析に関してお金の価値に見合うかどうかを検討しなければならない。

1981年センサスミクロデータに対する提案

6.5 イギリスでは、一つの機関—経済社会研究会議(ECRC)—がセンサスミクロデータの購入に関心を表明している。それは、研究者間での関心を打診し、提案の原案を起算した(Openshaw 1985)。(経済社会研究会議は、研究を助成す

る公的基金であり、大学や研究所にセンサス統計を提供する主要ルートである。)

6.6 その提案は、1981年センサスミクロデータはなお研究に有効であり、将来のセンサスの先例となるであろうと指摘している。何が人口センサス調査局にとって最も安全でしかも簡単であるか、また何が研究者にとってベストかといったことの間で対立関係が認識されており、これまで確定していない実現可能性の範囲を検証する試みの中で多くの重複した提案がなされている。ユーザーの利害に基づいて優先順位が与えられてきており、第3、第4順位は十分な価値を持たないようにみなされている。

6.7 次のような選択肢がありうる。

1. 何等の地域情報も含まれないミクロデータ（第4順位）
2. 標準地域レベルのコード付きのミクロデータ（イギリスで10地域）（第4順位）
3. 州レベルのコード付きのミクロデータ（66地域）（第2順位）
4. 地方管区レベルのコード付きミクロデータ（第3順位）
5. 部分的に不明瞭な地区レベルのコード付きのミクロデータ（第3順位）
6. 様々な小地域分類と大まかな地域コード付きのミクロデータ（第1順位）
7. 詳細地域レベルで2分法的にコード化されたミクロデータ（第3順位）
8. 詳細地域レベルでミクロデータコードの非常に小さい標本（0.1%）（第3順位）

個人と世帯の属性の間の位階的連結が可能な場合には維持されるべきで、既存の広域コードは望ましくないが、いくつかの「微妙な」変数については必要であることを提案は示唆している。一般に、2%標本、つまり完全にコード化された10%センサスファイルの中の10世帯毎に2名抽出することが求められる。

6.8 地域に関する提案が最も進んでいる。片親家族あるいは「民族的」少数者といった地域的に広がりを持つ少数人口についてミクロデータを設計するという問題についてはこれまでのところ多くの関心は向けられていない。これらは単純ミクロデータ標本の高々数%に過ぎなく、ミクロデータが存在しないため人口の顕著な実例としてその特徴は十分研究されていないといわれている。

6.9 本稿執筆時にこの提言に対する正式の回答が人口センサス調査局から出された。

7 1981年センサスをこえて

7.1 人口センサス調査局は、1981年センサスと多くを共通にした通常の線で1991年にやれるであろうとの想定の下にイギリスに次回のセンサスを計画している。センサスミクロデータに対する条件は変更されないことになる。つまり、センサス法には変更はなく、基本的な提供方法とセンサス結果が有料であることに変更はなく、センサスの調査項目と変数に著しい増加はみられないであろう。センサスユーザーもまた標準的な要約の中でクロス表について意見を求められた場合、彼らのニーズにますます期待を寄せ、他の方法では充足されない需要を削減することになる。秘密保護の将来の環境についての見通しは甘くない。環境はもっと敵対的になりあるいはデータソースや研究とは必ずしも結びついていないいくつかの理由でミクロデータ使用の広がりに対してもっと受容的となるかもしれない。

7.2 イギリスにおける将来の可能性は、

- a) センサスミクロデータへの関心は、サーベイミクロデータその他の使用の増加と相まって、所得や人種的特性といった基軸変数が不確のままであったりそれらが欠けている結果、小さくなる。
- b) センサスミクロデータについての現行の考え方が次のいずれかの方法でさらに革新される。

—ユーザーによって指定され支払われる注文統計要約としてのミクロデータの開発。特に1981年センサスミクロデータは有効な先例となる。あるいは—ミクロデータ化することで費用を削減できる小標本に基づく将来のセンサス報告が作成できる。例えば、1981年センサスでは標本ベースの全国版の速報はなかったが、そのような報告が1991年センサスに再び導入されればミクロデータは注文要約に対する需要の多くに対応して速報として提供できる。そして—いずれの場合にも、コード化と分類体系企画は報告や要約表を想定してだけでなくミクロデータ分析を想定して行える。

- c) ミクロデータは、他のソースから得られた個人標本についてのデータの連結によって内容が豊富化される。そのような連結は、匿名ミクロデータの提供に先立ち「秘密が保護される範囲内で」行われねばならない。人口センサス調査局内で1971年および1981年センサスの個人記録の1%標本が、同局で

同じく個人レベルで登録されている様々な人口動態事例と連結される。この「ロンジチューディナル研究」はすでに研究目的のために注文表を提供しているが、ミクロデータについてはまだなされていない(Brown and Fox 1984)。

d) センサスデータの弾力的な分析ニーズは、次のような方法で全センサス記録にアクセスできるしくみを開発することにより充足される。

—ユーザーが小地域レベルも含め、人口についての彼らの求める集計、多変量集計、指標やクロス表ユーザーに可能にするような基本データファイルへのユーザーによるオンラインアクセスの露見保護条件下でのシステムを確立することにより、

—より詳細な基本地域建物フレーム —イギリスの13万の国勢調査区というよりは160万の郵便区— の導入により、各地域はオンラインで非常に弾力的にユーザーの求める加工ができる。

後者の開発は目下精力的に取り組まれており、前者は1986年中に検討されるであろう。オンラインアクセスシステムができることになれば、基本的センサスレコードのコード化や分類がこのアクセス方法を最大限生かせるように企画することが重要になろう。ユーザーが実際に表作成の経験がなければ、彼らのニーズを出すように促すことはもっと難しくなるであろう。

7.3 ミクロデータの将来に影響しうる開発のための確固とした計画はあるが、センサスミクロデータの可能性は、これまでのところ、基本的に1981年センサスに関連して検討されているということを強調しておく必要がある。にもかかわらず、非常に細かな地域レベルでの基本センサスデータへの露見保護条件下でのアクセスを備えたオンライン提供システムが開発されることになれば、独自なミクロデータの作成は不必要になるであろう。

8 むすび

センサスミクロデータ—可能性としての10年

8.1 センサスミクロデータについての最初の提言がなされてから10年以上が経過し、政府がミクロデータの事例を認めてから約5年が経ったが、まだ一つも作られていない。ミクロデータの合法性についての基本的疑念それに人口センサス調査局による秘密保護についての警戒がその一因であり、1981年センサスの高

い優先度を持つ結果提供を完了する必要がミクロデータを遅れさせてきた。しかし、求められたデータを作成するか否かの判断権限を人口センサス調査局が保留する一方、ミクロデータの作成にイニシアティブをとり、企画そして費用の負担がユーザーにあるということが、前進を妨げた重要な要因であると思われる。

8.2 どれだけのセンサスの分析がクロス表がないためにできないのかまたその価値について確固とした証拠はないが、未充足ニーズが圧倒的に多いとの証拠もない。おそらく、1981年センサスでの限られた質問項目の組み合わせ、あらかじめ計画された表のために作られたコードや分類から他に彼らのデータを求めて行ったであろうが、豊富な小地域統計や圧倒的な詳細地域ベースの利用は、既存の1981年センサスファイルがミクロデータとして生かされるのに十分な価値を持っているということに不利であるに違いない。

8.3 人口センサス調査局はミクロデータの可能性について寛容で協力的な態度を取ってきた。そあいて1981年センサスからの集計結果は、一おそらくデータの価値を測定し、将来のセンサスに対する反応を確かめる試みとして、一明確な見通しを持ち続けている。1991年センサスのミクロデータ改善の見込みもいろいろある。しかし同時に、次回のセンサスまでに注文集計とこれまでのミクロデータの範囲を超えた地域の組み合わせたものを提供するオンラインアクセスへの移行にミクロデータの利用可能性が包摂されるとのいくつかの知見がある。

よりすすんだ読書のために

1. 1981年センサスでのすべての改善点については1978年2月以降人口センサス調査局のモニター‘CEN’で報告されている。このニュースレターは年に数回人口センサス調査局の広報部によってイギリス国内のユーザーならびにイギリス外で関心を持つ者に対して無料で発行されている。このモニターは、現在1991年センサスでの改善点についての記事を掲載しつつある。

2. 一般により特殊な性格を持った追加文献としては、下記の参考文献がある。社会研究という点での政府統計のミクロデータの利用可能性とその使用についての一般的な入門書としては、雇用省主任研究員で人口センサス調査局の元主席研究員Catherine Hakim博士の次の本が推薦できる。

Hakim C., (1982): *Secondary Analysis in Social Research: a guide to data sources*

and methods with examples. London: Methuen.

この本は、ミクロデータと集計データを区別し、双方のデータ源泉を紹介しながらイギリスの主要なデータセットの二次分析の可能性を包括的に検討したものである。本書は、総合世帯調査（GHS）、家計調査（FES）それに労働力調査（LFS）といった主要な政府標本調査から得られるミクロデータとそのデータの使用といったセンサスミクロデータについての本稿の範囲を超える主題であり、政府その他の文献のどこにも体系的に記述されていないことを紹介している点で特に有効である。

参考文献

- Brown, A., and., Fox, J.(1984): "OPCS Longitudinal Study: ten years on" *Population Trends* 37 : pp.20-22
- Cope,D.R.,(1979): "Census-taking and the debate on privacy: a sociological view" In *Censuses, Surveys and Privacy* (M.Bulmer, ed.). London: Methuen, pp.184-198.
- Denham, C.,(1985): "The 1981 Census in retrospect." *Journal of economic and social measurement.* Vol 13,. No.1.
- Her Majesty's Office-HMSO(1978 A):1981 Census of Population. Cmnd 7146. London:Her Majesty's Stationery Office.
- Her Majesty's Office-HMSO(1981 A):1981 Census of Population:Confidentiality and Computing. Cmnd 8201. London: Her Majesty's Stationery Office.
- Her Majesty's Office-HMSO(1981 B): Government Statistical Services. Cmnd 8236. London: Her Majesty's Stationery Office.
- Her Majesty's Office-HMSO(1984): The Government Statistical Service Code of Practice on the handling of Data Obtained from Statistical Inquiries. Cmnd 9270. London: Her Majesty's Stationery Office.
- Hakim, C.,(1978): Census confidentiality, microdata, and census analysis. *Occasinal Paper*, 3, London: OPCS.
- Hakim, C.,(1979): "Census confidentiality in Britain." In *Censuses, Surveys and Privacy*(M.Bulmer, ed.). London: Methuen, PP. 132-157.
- Hakim, C.,(1982): *Secondary Analyis in Social Research: a guide to data sources and methods with examples.* London: Methuen.

- Norris, P.,(1983): "Microdata from the British Census." In *A Census User's Handbook* (D. Rhind,ed.). London: Methuen, pp.301-319.
- Office of Population Censuses and Surveys-OPCS(1983): Small Area Statistics (SAS): Background notes and SAS tables for Great Britain. *OPCS User Guide* 88. Titchfield: OPCS.
- Office of Population Censuses and Surveys-OPCS (1985): *Guide to Census Sources. OPCS User Guide* 199. Titchfield: OPCS.
- Openshaw, S., (1985): A proposal for the purchase of a sample of micro-census data from the 1981 census of population. Unpublished paper: University of Newcastle-upon-Tyne.
- Openshaw, S., Sforzi, F., Wymer, C.,(1986): "A national classification of individual and areal census data: methodology, comparisons and geographical significance." Papers and proceedings of the Regional Science Association (forthcoming).
- Thatcher, A. R.,(1984): "The Census of Population inn England and Wales." *Population Trends* 36: pp.5-9.

XI. イギリスにおけるセンサスミクロデータの提供^{*)}

—マンチェスター大学CCSRによる提供を事例として—

森 博 美

I. はじめに

近年の欧米における統計の作成、提供について、2つの注目すべき動きが見られる。まず統計作成面では、15年ほど前から北欧諸国が、それまでのセンサスやサーベイといった調査統計を中心とした政府統計作成システムから、各種レジスターの連結によるいわゆるレジスター・ベースの統計作成システムへの移行をみせる⁽¹⁾。また統計作成メカニズムとしての業務統計あるいはレジスター・データの再評価という点に関しては、最近数年の間に北欧からその外の欧州地域へと急速な広がりをみせている⁽²⁾。一方、統計提供面では、早い国ではすでに1960年代からミクロベースでのデータ提供が行われている。オランダ中央統計局が1991年に実施した各国政府統計機関における個人・世帯ミクロデータの提供状況に関する調査⁽³⁾によれば、調査の対象となった欧米を中心とする12カ国ほとんどで、ミクロデータが提供され、あるいは契約ベースでのミクロデータへのアクセスシステムが構築されている。

これらの点でわが国の政府統計は、統計作成面ではなお調査統計が中心となっており、また調査結果の公表形態という点では集計表形式での提供という原則を堅持している。

社会における価値観の多様化は、これまでには考えられなかったような統計の利用ニーズを作り出すことになった。また情報処理技術の飛躍的進歩の中でこのような多様化した統計利用ニーズは、これまで主としてready-madeの集計結果(pre-determined tabulations)として提供されてきたわが国の統計の提供形態との間に次第に齟齬を表面化させつつある。独自の分析目的を持つ利用者そして十分なデータ解析手法ならびに処理技術をわがものとした利用者は、既存の公表結果に満足することなく、個票形態でのデータ(個体識別情報を削除するなどして匿名化

*) 本稿は、「欧米におけるミクロデータ提供の現状」法政大学日本統計研究所「資料」No.3所収の同名の論文に、現地調査等によりその後入手した情報に基づいて加筆したものである。

されたデータは、ミクロデータと呼ばれる)といふいわばrecord-basedデータへのアクセスを求めるようになってきている。このような新たなタイプの統計利用によって得られる新しいfact findingは、統計の潜在的利用価値を高めるのに貢献し得るものとして期待されている。

その反面でミクロデータは、それが統計調査を通じて集められた個体情報の集合であることから、報告者のプライバシーあるいは秘密保護の問題に不可避的に抵触することになる。ミクロデータでたとえ個体の秘密事項に対する秘匿措置が施されていたとしても、個別情報が露見するリスクは集計量によるデータ提供に比較すれば格段に増加する。そのことは、被調査者(調査客体)側でのプライバシーないし秘密保護意識によるデータ公開への拒否意識を増幅させることになる。このようにミクロデータの提供について統計行政当局は、相互にトレードオフ的条件の中でいかに両者のバランスをとるかといった難しい政策選択を迫られることになる。

周知のようにイギリスにおいては、労働力調査、家計調査、総合世帯調査といった標本調査に基づくいわゆるサーベイデータについては1970年代にはすでにミクロデータが公開⁽⁴⁾され、広く一般の利用に供されてきた。

ところでイギリスにおけるミクロデータ提供面での新たな動きとして、同国は1993年から91年人口センサスデータについても、一定の条件の下にデータの提供に踏み切った。イギリスで提供されることになったセンサスミクロデータとは一体いかなるもので、またそれはどのような法的・制度的枠組みによってこの種の情報が提供されているのであろうか。これらのこととは、同国がどのような手順を経て原データの提供者である国民のミクロデータの提供についての合意形成に成功したかなどとともに、極めて興味ある問題である。

センサスミクロデータの提供と関わるイギリスにおける経験は、わが国の今後の選択すべき統計政策のあり方を探る上でも示唆に富む内容を持っているものと考えられる。そこで以下では、同国におけるセンサスミクロデータ提供の窓口となっているマンチェスター大学センサス・サーベイ研究センター・センサスミクロデータ部門(Census Microdata Unit, Centre for Census and Survey Research)⁽⁵⁾におけるセンサスミクロデータの提供について概観してみたい。なお、イギリスにおけるセンサスミクロデータの提供についての合意形成のプロセスあるいはその基礎となった露見リスク等に関する研究については、機会を改めて論じるこにしたい。

Ⅱ. 提供センサスミクロデータの特徴

(1) 提供されているセンサスミクロデータ

現在、マンチェスター大学センサス・サーベイ研究センターのセンサスミクロデータ部門(Census Microdata Unit,以下CMUと略称)を通じて2%個人匿名化標本レコード(Samples of Anonymised Records, 以下SARsと略称)と世帯SARsの2種類のfileが提供されている。なお、SARsのデザインについては、その準備過程で地理学者がたとえ収録項目を基本事項だけに限定しても可能な限り小地域についての情報が得られるような個別レコードを要望したのに対し、社会学者や人口学者からは、地域区分の詳細情報を多少犠牲にしても人口及び世帯情報を生かすという相互に対立的な要望が提出された(Dale, 1995, p.18)。その結果、このような2種類のSARs fileが作成されることになった。

これらのfileの主要な内容は、次の通りである。

まず2%個人SARsは、センサスデータから抽出された個人の住居ならびに公共施設での常住者および滞在者約110万人のレコードからなる。なお個々のレコードの収録項目はセンサスでの全個人情報と世帯情報の一部からなり、サンプルは全体が278の地域(SARs区)に区分されている。グレートブリテン島地域についての個人SARsには世帯属性についての項目が含まれており、それによって世帯と個人を結合した分析ができるように設計されている。一方、北アイルランドについての個人SARsには、このような連結情報が不備である。

一方、1%世帯SARsは、約216,000の世帯(世帯員数約50万人)からなる。なおデータとしては、センサスで調査されている世帯項目のすべてが収録されており、さらに世帯と家族についてはCMUが独自に作成した様々な追加変数(derived variables)が加えられている。なおグレートブリテン島地域のデータについては世帯と家族員をリンクして分析することも可能なように設計されている。世帯SARsは個体識別のリスクが個人SARsよりも大きいことから、採用されている地域区分も大まかで、現在、イギリスの標準地域区分にInner LondonとOuter Londonを加えた12区分で提供されている。(なお具体的な収録項目については、本稿末尾の付録参照)

(2) SARs の抽出方法

イギリスの人口センサスでは通常の項目については100%処理されているが、職業や従事する産業等については全回収調査票の10%だけがコード化され集計処理にまわされる。SARsはセンサスデータの中の10%に相当する完全コード化サンプル(fully coded records)の中から作成される。個人、世帯 SARs での標本の重複を避けるため、最初に世帯 SARs を抽出し、これを除く個人データから個人サンプルを抽出することにより SARs を構成するといった2段階で両 SARs は作成されている。

まず1%世帯 SARs の抽出にあたっては、EnglandとWalesについては州、調査区別にまたScotlandでは地区や集計地域別に世帯を編成し、10世帯からなる組が作成される。これらの組から各1世帯が無作為に抽出され、その後、地域が識別されないように各地域が混ぜ合わわ(scramble)される。また北アイルランドについては、センサス調査区および地区(District Council)内の世帯を100世帯の組に編成し、各組から1つの標本が抽出される。このような手順を経て、グレートブリテン島地区については757,711レコード(215,789世帯、541,894人の世帯員)、また北アイルランドについては20,833レコード(5,255世帯、15,578人の世帯員)からなる世帯 SARs がそれぞれ作成される。

なお、提供される世帯データでは、地域別に世帯主の年齢(昇順)さらに職業コードによってソートされたデータが提供される。

続いて2%個人 SARs は、次のようなステップを経て作成される。

まずグレートブリテン島地域については、世帯 SARs で抽出済みの215,789世帯を除く fully-coded records の中から住居居住者については9人ずつの、また公共施設に居住する個人については5人ずつの組を作成する。これらの組の中から前者については2人ずつまた後者からは1人を無作為に抽出し、その後データを地域間で混ぜ合わせる。一方、北アイルランドについては、同じく世帯 SARs ですでに選ばれている15,578人を除く fully-coded records を住居居住者については99人の組に、また公共施設の個人については50人ずつの組に編成する。これらの組の中から、グレートブリテン島の場合と同様に、前者については2名ずつ、後者については各1名を抽出し SARs を作成する。その結果、北アイルランドについては10地域31,967人、グレートブリテン島地域では1,116,181の個人が抽出される。これはセンサスの調査把握人口の約50分の1に相当する。

なお、現在CMUでは、連合王国(UK)全体の統一SARsの作成作業に取り組んでいる。

(3) データの精度

SARsデータ、センサスデータそれに調査そのものの把握対象としての人口の間には、次のような関係がある。

①センサスが把握した人口の中でSARsに含まれない者

居住者が居ることは調査員によって確認されているものの調査票が調査期間中に提出されなかった世帯、また調査期間中に調査員が接触できなかった世帯それに調査拒否世帯の世帯員の数については調査員が推測で記入し、その他の世帯属性については回答を得た隣家世帯のデータで帰属させて調査票の記入項目を埋める。このような世帯を留守世帯帰属世帯(wholly absent imputed households)と呼ぶ。センサス結果に含まれるこの種の世帯データは、SARsからは除外されている。ちなみにこの種の世帯は、Inner London boroughs(自治区)のいくつかでは10%をこえ、グレートブリテン島全域では人口の1.6%がこのような帰属計算によって把握されている [OPCS/GRO(S), 1994]。

また12人以上の世帯員数を持つ全国で28の世帯は、識別されるリスクを考慮してSARsから除外されている。

②SARsでもセンサスでも把握されていない者

グレートブリテン島全体で約120万人(2.1%)^⑥と推定されている個人はセンサスデータでもまたそれから抽出されるSARsデータでも除かれている^⑦。

このようなSARsデータの現実の人口からの標本バイアスを考慮して、SARsにはウエイト(POPWGHT)が設けられており、正確な性、年齢、人種別分布等を求める際には、このウエイトによるデータの修正が必要となる。

(4) 匿名化措置

経済社会研究会議(Economic and Social Research Council, 以下ESRCと略称)に設置された秘密保護に関するワーキンググループは、「SARsによって秘密が露見する危険性は無視できる」(Marsh et al. 1991)との結論を下した。またSARs提供に関する秘密保護面でのRegistrar Generalのアドバイザーで、ESRCが人口センサス調査局(Office of Population Censuses and Surveys 以下OPCSと略称))との連携の下に

SARsの仕様を作り上げた際の中心人物であるTim Holt教授（現国家統計局長：chief executive of the Office for National Statistics）は、1992年3月11日の議会答弁でSARsにおける個別情報の露見リスクについて、「しかるべき統計的検定の結果、露見のリスクは大多数の人口について無視できる程度のものであり、その他の者についても極めて小さいものと考えられる。国際的経験の示すところによれば、リスクのレベルは、SARsの提供に踏み切る決断を行うのにふさわしいものであり、私はこのように助言する」、としてリスクの水準がSARs構築の妨げとはならないと主張している。

さらにSARsでは、その創設に直接関わった学者による安全宣言をさらに補強する意味から、露見リスクをさらに限定されたものとするため、次のような5つの保護措置が採用されている。

第1は、SARsではセンサスデータからの抽出率を世帯では1%、個人については2%に抑えることにより、データの個別情報が識別されるリスクが小さくなるようにしている。

採用されている第2の秘密保護措置は、データの圧縮(suppression)である。OPCSのセンサスデータですでに氏名、住所といった個人識別情報は削除されているが、希少事例あるいは単一のケースが発生しないように、情報のいくつかはまとめられる。

第3の方法としては、一定水準以上あるいは以下の事例を「…以上(以下)」としてまとめたtopcodingを含め、いくつかの調査事項について区分の統合が行われている。

まず、グレートブリテン島については、個人SARsでは25,000人以下の地域が、また世帯SARsについては2,700世帯以下の地域に対しては地域の統合が行われる。また住居での部屋数についても統合が行われており、14室以上の住居についてはトップコード化により一括されている。年齢については、調査票に記入されている誕生日情報がまず各歳年齢に変換され、さらに90歳以上の年齢階級については、91、92歳、93、94歳がそれぞれ統合、95歳以上はトップコード化されている。就業者の週労働時間については、71時間以上80時間未満の層が一括され、80時間を超える層についてはトップコード化されている。また産業、職業そして教育についても秘密保護の観点から分類の統合が行われている。

第4にSARsでは、地域情報による識別化の可能性を小さくするために、セン

サステータに含まれている様々な地域情報の制限が行われている。

これまでの経験的研究に基づき、グレートブリテン島地域分のSARsデータのうち2%個人SARsについては、広域地方自治体(large local authority)に相当する278区分が採用された。(アルファベットと数字による2桁コードAA～TT、01～52の合計278区分(LAD: Local Authority District)が基本分類として採用されている(AREAP:001～278))。また、これを統合したRegistar General's基本地域区分にWalesとScotlandを加えた12のREGIONP(Region of SARs area)があり、州(counties)別の67地域区分も作成されている。一方、北アイルランド地域では、1地域の人口が最低12万人を超えるように属性の類似した地区をいくつか統合した10の地域区分となっており、連合王国(UK)全体では個人SARsは、288の地域区分を持つ。また1%世帯SARsについては、露見のリスクが相対的に大きいことを配慮して全地域が12⁽⁸⁾に区分されている。従って、北アイルランドを加え、連合王国(UK)全体が、13に地域区分されている。

この他にSARsでは、滞在者の常住地、勤務先住所、学生の学期中の住所、1年前の住所に関する地域情報によって個人が特定されるのを回避するために、これらについては「標準地域」ベースあるいは「同一SARs地域」、「別SARs地域」という形で表示されている。

第5の秘密保護措置は、SARsの地域の並べ替えである。すでにSARsの作成手順の個所で述べたように、抽出されたSARsレコードは、地域が特定されないようにSARs地域区別に順番を混ぜ合わされる。その結果、SARsの地域順番は、OPCSが採用している地域序列と異なる⁽⁹⁾。

(5) 露見リスク評価研究

センターは、欧州連合(EU)からの資金提供を受けてヨーロッパの大学連合、研究機関、政府統計機関の参加機関の一つとして露見リスク評価モデルの開発に従事している。このワークショップでは、研究センターのAngela Dale所長、サザンプトン大学のChris Skinner、David Holms教授らが中心的役割を担っている。

ワークショップでの研究作業としては、識別リスクの評価やリスク観測指標の作成に関して、イギリスのセンサスや標本調査のミクロデータを用いて、オランダ中央統計局が開発したソフトによる評価実験が試みられている。なお、各国で得られる研究成果は、ヨーロッパ各国の間で相互に報告され、秘匿技術の改善に

役立てられることになっている。⁽⁹⁾

研究の具体的な内容としては、①イギリスの事情を考慮したデータベースや重要な項目を有するレジスターを公開する際の規模や内容、提供範囲の検討、②センサスミクロデータの誤差の大きさを、非回答、欠損値・不完全回答、コード化・お入力ミスによる誤差などについて評価すること、③大ブリテン島の2%個人SARsを用いて地域分類の個体識別化への影響の研究(この結果は、統計開示の基準策定に利用される)、④国家統計局(ONS)との共同研究として、SARsデータの個体が利用者がすでに保有しているデータベースからどの程度特定されるかの研究、といったものがある。

III. SARs の提供条件

(1) SARs データの提供範囲

現在、SARs データの提供対象は、連合王国(UK) 域内の研究者、政府機関勤務者、商用利用者そして学生に限られており、国外の利用者はこの file に直接アクセスすることはできない。現行の提供システムで海外の研究者がSARs にアクセスできるのは、次のいずれかの場合に限られる。まず研究者がイギリスの研究機関に客員研究員として滞在している場合、後に見る User License Agreement への署名等イギリス人と同じ条件の下で滞在期間中に限って利用できる。なおこの場合、帰国時にミクロデータを国外に持ち出すことは禁じられている。第2の可能性としては、イギリスの高等教育機関に所属する研究者との共同研究ということで海外の研究者にSARs 利用への道が開かれている。ただしこの場合にもデータの処理はイギリス側の共同研究者が行うことになっており、海外の研究者はその分析結果と集計表の提供を受けることができるだけで、データファイルそのものの転送を受けることはできない。

なおESRCでは、海外の研究者へのSARs データの提供可能性について目下研究中である⁽¹⁰⁾とされており、検討の進行状況についてはSARs ニューズレター等に掲載される。

(2) データの提供形態

SARs データは、磁気テープ、フロッピー、カートリッジ、カートリッジテープ、

DATテープといった磁気媒体で契約利用者に提供されている他、オンラインでCMUにアクセスできる他個人のサイトに転送を受けることもできる。またエックス大学に設置されているデータ保管所では、CD-ROM版のSARsデータを作成中である。

利用者はSPSS、SIR、SAS、QUANVERTといったソフトを選択できるが、スプレッドシートでデータが提供されているため、Excelのような通常の表計算ソフトで処理することもできる。

SARsの学術的利用、商業利用

学術利用の場合、利用者はSARsを無料で利用できる。しかし、商業(非学術的)利用の場合には有料である。使用料金は、下表のように定められている。なお、グループ購入の場合、SARsを購入したある小規模利用者は同じ地域や同一部門の別のユーザーに追加料金を支払うことなくfileを転送することができるが、その場合でも当該利用者は事前にEnd User License Agreementに署名する必要がある。

非学術利用の場合の提供料金(付加価値税を除く：単位ポンド)

	2%個人file	1%世帯file	両file
小口利用者 ^{a)}	1000(GB) 500(NI)	1000(GB) 500(NI)	1800(GB) 900(NI)
大口利用者 ^{b)}			1地点500(GB) 250(NI)
グループ購入 ^{c)}	2000(GB) 1000(NI)	1000(GB) 1000(NI)	2600(GB) 1300(NI)

(注) (a) 小口利用者：地方自治区、州、Scotlandの州、衛生管区、郡行政委員会区
 単独地利用者

(b) 大口利用者：全国ネットあるいは大規模機関、大規模ユーザーのサイトの
 リストが組織のend-user Licenseの一部を構成

(c) グループ購入：地方自治区、Scotlandの州、衛生管区、郡行政委員会区

(4) User License Agreement

SARs の使用については、まず End-User License Agreement (以下、EULA と略称) に SARs データの使用者が所属する機関が署名し、さらに利用者本人が User Registration Document に署名することが義務づけられている。ユーザーの登録文書への署名を受けてその者が利用許可者(authorized user)として登録されてはじめて SARs にアクセスする事ができる。

なお、ESRC と OPCS/GRO(General Registrar Office)との間で合意された EULA は、次のような内容を持つ。すなわち、① SARs の第 3 者への提供の禁止、② SARs は 王室版権(Crown Copyright)により ESRC/JISC (the Joint Information Systems Committee) の許可の下にマンチェスター大学 CMU を通じて提供されるものであり、OPCS/GRO に対する版権支払は発生しないこと、③ 特定の個人や世帯に関する情報を得たり、そのような情報の入手を要求してはならないこと、④ 研究利用の場合、SARs の使用状況について、印刷物あるいは機械可読な形での主要な分析結果を添付して 6 ヶ月目に報告を提出すること、⑤ 許可を得て SARs の商業利用を行う者が SARs を無料で使用した者の結果報告の提供を希望する場合、使用料金を支払うこと、がそれである (詳細については the End-User License Agreement、the Individual User Registration Document 参照)。これらの条件に違反した場合、その者が所属する組織からすべての SARs データが引き揚げられる。

商業利用あるいは非学術的目的のために SARs を使用する場合 (HEFC (高等教育基金會議) あるいは ESRC の資金によらない研究)には、利用者は Commercial End-User License Agreement に署名しなければならない。また次に見る教育面で SARs を利用する学生の場合にも、User Registration Document への署名が利用の条件とされている。

(5) 教育用 SAR データの提供

CMU は、利用機関 (教育機関) による End-User License Agreement への署名、また利用者である学生及び指導教員の User Registration Document への署名を条件に、6~10 項目からなる SARs データを教育機関に対して主に統計学、地理学、社会科の教材として提供することになっている。その際には、地域比較が可能のように、グレートブリテン島、当該地域それぞれ 1,000 の標本からなる 2 組がセットで提供される。なお、北アイルランド SARs の使用に際しては、教育機関は Northern

Ireland Academic End-User License に、また利用者個人は Northern Ireland User Registration Document への署名を求められる。

現在、CMUが教育用の提供を計画しているのは、次の3種のSARs データである。

①雇用・学歴データ

これは16~60歳の1,000レコードからなるSARs データで、これには経済活動、学歴、社会階層、性、年齢、婚姻、持家の有無といった項目が収録されている。

このfileは、学歴と失業、男女の経済活動の違い、社会階層上の位置、階層と持家の関係の分析などに利用できると考えられている。

②就労データ

経済活動年齢人口の男女1,000名のデータからなるこのSARsには、職業、労働時間、通勤方法、職場までの距離、世帯の車保有台数、年齢、婚姻といった項目が含まれている。

このfileを用いることによって、男女間の通勤距離の違い、男女職業の違い、男女間でのパートとフルタイムの違いが分析できると考えられている。

③住居と世帯データ

これは1,000の世帯から構成されるデータで、これには住宅の所有、集中暖房、駐車場のない自動車の保有台数、世帯類型、民族グループ、世帯内の就労者の数といった項目が入っている。

(6) 利用申請手続き

SARs を学術研究目的に使用する場合、以下のような使用申請を経て使用が許可される。

ステップ1：申請者は自らが所属する機関が SARs へのアクセスを許可されているかどうかを点検する。

ステップ2：自機関内のCMU連絡職員から SARs 個人登録書類 1式を入手する。

ステップ3：SARs の使用手引きと学術使用の際の条件に目を通す。

ステップ4：商用ライセンス契約が必要な場合にはCMUと契約を結ぶ。

ステップ5：ユーザー登録文書の第1部に所定事項を記入し、署名を行う。

ステップ6：ユーザー登録は、所属機関のCMU連絡員によって確認されなければならない。

ステップ7：学生登録は指導教員の署名を必要とする。

ステップ8：登録文書第1部をCMUに提出し、1部を自ら保管する。

ステップ9：登録文書の注文票によりSARsのユーザーガイドとコードブックを注文する。

ステップ10：CMUは登録文書を点検し、SARsへのアクセスを公認する。

ステップ10：ユーザーは、CMU連絡員に返却された登録文書を申告し、機関の記録として処理する。

ステップ12：所属機関でのあるいはマンチェスター計算機構国立オンラインデータセットサービスを経由してSARsへのアクセスが許可される。

ステップ13：ユーザー登録の詳細情報がCMUの学術利用者登録データベースに入力される。

なお、付録3は、MIDAS(Manchester Information Datasets and Associated Services)の利用も含めたSARsの利用に至る流れを図解したものである。

V. むすび

本稿では、1991年センサスを契機に匿名ミクロデータの提供に踏み切ったイギリスについて、その提供の窓口となっているマンチェスター大学センサス・調査研究センター・センサスミクロデータ部門(CMU,CCSR)を事例として、提供されているミクロデータ(SARs)の特徴ならびに提供システムについて概観してきた。

SARsもセンサスそのもののイギリス的特徴、すなわち連合王国(UK)がEnglandの他にScotland、Walesさらには北アイルランドといった相互に行政的にも独自性の強い地域の連合体として構成されていることを反映している。すなわち、統計上の地域区分も行政区画の相違を反映して地域によって微妙に異なる。この点は、全国的に統一された地域区分を採用しているわが国と大きく異なっている。この点SARsで特筆すべきは、それがグレートブリテン島地域と北アイルランドとでそれぞれ別のファイル編成となって提供されていることである。現在、統一ファイルの作成に向けての作業が進行中とのことであるが、当面は世帯、個人SARsのいずれも国全体を2種類の異なるレコード編成からなるfileでカバーするという状態は解消されない。

このような特殊イギリス的制約はあるものの、採用項目や秘匿措置といったSARsの編成、さらには提供の技術的・法制度的側面といった提供形態のいずれ

についても、事前の綿密な研究さらには海外の選考事例などを参考にしながらこれは作り上げられている。これは、わが国が今後ミクロデータの提供という政策を選択することになった場合、一つの有力な先行事例として政策的に示唆に富む内容を持っているものと考えられる。

いうまでもなく本稿で紹介したのはイギリスにおけるセンサスミクロデータの提供システムであり、これをそのままの形でわが国の統計「風土」に移植するには様々な困難が予想される。そこでこれを一つの参考事例として適切に評価する上で必要であると思われる今後の検討課題を2、3指摘しておくことにより、ここでのむすびとしたい。

イギリスでは家計調査や労働力調査などいくつかの標本調査データについては以前からミクロデータが提供されている。このような実績があったとはいえ、一国の最も基本的な統計である人口センサスデータをミクロデータとして提供するのには被調査者である国民の側から個人の秘密保護の立場から異論も少なくなかったはずである。イギリス政府がサーベイミクロデータの提供を認めてすでに5年以上経過し、またセンサスミクロデータに対する最初の要望が提起されて10年以上経過した1970年代半ばに人口センサス調査局が81年センサスミクロデータ提供に踏み切れなかった一つの大きな理由はこの点にあったと想像できる(Denham, 1986, p.58)。この点で、イギリスがどのような手続きを経て国民各層との間に合意を取り付けることができたか、特にMarshらによる研究(Marsh C. et al. 1991)や1991年～92年にかけて立法府での審議も含め、どのようなプロセスを経て合意が形成されたかを確認しておくことは、わが国における合意形成のあり方とも関係して極めて興味ある検討課題であると考えられる。

第2に、ミクロデータ提供の法制度的枠組みに関して、End-User License AgreementやUser Registration Documentの内容を含めたミクロデータ提供に関わる法体系についてさらに検討しなければならない。その際には、この制度運用に関する問題点なども押さえておく必要があると考えられる。さらに、制度発足以来のSARsデータの具体的な利用実績⁽¹¹⁾ならびにそれによって現実についての認識としてどのような新たな知見が得られつつあるかについてのサーベイも興味ある課題である。

これらの課題については、今後引き続いて検討してみることにしたい。

(1997年3月)

注

(1) 北欧諸国におけるレジスター・ベースの統計制度の成立については、工藤弘安による次の諸研究がある。「レジスター・ベースの統計制度」「第57回日本統計学会講演予稿集」1987、「レジスター・ベースの統計制度」「研究所報」法政大学日本統計研究所No.16, 1989、「統計調査における情報提供(II)-事例研究: デンマークその1」「経済研究」成城大学108号, 1990、「レジスター・ベースの統計制度(再論)」「第60回日本統計学会講演予稿集」1992、「レジスター・ベースの人口・住宅センサス」「経済研究」成城大学127号, 1995、「統計調査における情報提供(I)-P事例研究: デンマークその2」「経済研究」成城大学128号, 1995.

(2) 1996年7月2~5日にレイキャビック(アイスランド)で開催されたIAOS (International Association for Official Statisticians)のセッションおよび10月14~17日にマドリッド(スペイン)で開かれたSCORUSのセッションでは、業務資料の統計作成への活用について、欧米、オーストラリアからの多くの経験報告が提出された。

(3) 個人・世帯サーベイミクロデータの提供状況については、Citteur,C.A.W. and Willenborg, L.C.R.J., Public Use Microdata Files: Current Practices at National Statistics Bureaus, Journal of Official Statistics, 1993,4.

また、同じくオランダ中央統計局による企業ミクロデータの提供状況調査については、『統計通信』全国統計協会連合会刊、Nos.620~622, 1996.12~1997.2に紹介されている。

(4) イギリスにおけるサーベイミクロデータについては、エセックス大学に設置されたESRC(Economic and Social Research Council)のData Archiveがその提供の主要な窓口となっている。なおこの機関は、1996年9月に、新たにHEFC(High Education Funding Council)の資金援助も受けることになり、それまでのESRC Data ArchiveからThe Data Archiveと呼称変更された。

またエセックス大学のArchiveの外に、マン彻スター大学に設置されているMIDASも特に需要の多い一部のサーベイミクロデータについて、その提供を行っている。

(5) CMU, CCSR : Census Microdata Unit, the Centre for Census and Survey Research, Faculty of Economic and Social Studies, the University of Manchester.

この研究センターは、1992年に故Catherine Marshが91年センサス匿名サンプルレコード(SAR: Samples of Anonymised Records)の管理、普及及び研究の実施のた

めにESRC(Economic and Social Research Council)の助成を受けてマンチェスター大学内に設置したCMUをその組織上の前身としている。

CUMはその後、センサスベースでの研究活動を行ってきたが、95年はじめ、研究活動の拡大とともに、Catherine Marsh記念Center for Census and Survey Research (CCSR)へと発展的に改組され、同年11月に本格的にその活動を開始した。その際にCMUは新しい研究センターの中核部門として存続することになった。

また、CMUは、マンチェスター大学コンピューティングのグループからなるMIDAS National Database Teamと連携し、センサスやサーベイデータの分析の他、SARsについてのトレーニングコースなどのサービスを提供している。なお、コースの開催日程やカリキュラムの内容などについては、SARsニュースレターやCCSRのホームページに掲載されることになっている。

(6) 帰属計算による把握の問題とともに、1991年センサスにおける把握漏れの急増が統計関係者の間で大きな問題になっており、一部には、イギリスでの今後のセンサスそのものの実施を再検討する時期にきているとの議論も出されている[Dale, 1995]。

(7) この調査漏れの規模については、センサス終了後に実施された事後調査でその約3分の1に相当する部分が調査漏れ、残りが把握世帯での世帯員の不十分な把握によるものとされている。なおSARsから除外されているいわゆる帰属サンプルの特性としては、若年の青年、特に20歳代が圧倒的に多いことが知られている。また上記②については、政府推計人口との比較の結果、センサスデータもSARsも子供、高齢者にも相当数いるものと推測されている。このような調査漏れは地域的には、都市部、特にInner Londonで大きくなっている。

(8) England地域については、Registar General's Standard Regionsが全地域を8に区分している。SARsデータではこのうちロンドンが属するSouth East地区をInner London、Outer Londonそしてそれ以外のSouth Eastの3地域に分割し10区分となっている。これにScotlandとWalesを加え、グレートブリテン島全体では12地域区分が採用されている。

(9) 現在、イギリス、オランダ、イタリアの3ヶ国で露見リスク評価のための共同プロジェクトが活動中とのことである。これには学識研究者、各国の統計局の担当者が参加しており、イギリスではCCSRのAngela Dale所長がその中心的推進役となっている。

(10) Angela Dale所長の説明では、その後ONS, ESRCとの協議で合意が成立し、商用ユーザー（有料提供）原則で、海外にセンサスミクロデータが提供されるようになったとのことである。なおこの提供は*ad hoc*ベースで行われており、2001年センサスSARsデータについては、海外への提供システムを確立することであった。

(11) SARsのユーザーとしては、現在のところ約250名の社会学、人口論、地理学、保健学、社会政策研究者、相当数の地方政府、中央省庁それに市場・社会調査会社の社員が登録されている(Dale,1995, p.18)。

参考文献

- Dale, Angela,(1995) The Decennial Census of Population: Do we still need one?
Manchester Statistical Society.
- Denham, C. J.(1986), Census Microdata in Great Britain: The Possibilities.
- Marsh, C., Skinner, C., Arber, S., Penhale, B., Openshaw, S., Hobcraft, J., Lievesley, D. and Walford, N. (1991) The Case for Samples of Anonymised Records from the 1991 Census, Journal of the Royal Statistical Society, A, 154, Part 2, pp. 305-340.
- OPCS/GRO(S), (1994) 1991 Census User Guide 58, Undercoverage in Great Britain.

付録1 SAR収録項目

グレートブリテン2%個人SARs項目

＜個人項目＞

SARs区(278)、SARs区地域（グレートブリテン12、北アイルランド1）、年齢、公共施設の状態、公共施設のタイプ、出生国、移動距離(移住者)、職場までの距離、経済的地位(第1次)、経済的地位(第2次)、人種、家族のタイプ、ゲール語(Scotlandのみ)、通常の労働時間、産業分類、非活動長期疾病、配偶関係、以前の居住地、職業分類、資格の数、最終学歴、資格名、世帯主との続柄、在留資格、性、社会階層、社会・経済グループ、学期中の住所、主たる通勤手段、常住地（訪問者）、ウェールズ語(Walesのみ)、勤め先名

＜世帯項目＞

風呂／シャワー、集中暖房、内部トイレ、車の保有台数、住居の最下床のレベル

(Scotland)、居住面積、1室当たりの居住者数、居住空間の所有、世帯の居住者数、世帯内の扶養子供数、世帯内の非活動長期疾病者数、世帯内の年金年齢者数、世帯内の就業者数、世帯主の経済的地位、世帯主の性、世帯主の社会階層

＜追加変数＞

(個人レベル)

州(SARs区を67に統合)、資格群、産業分類、職業(中分類)、職業(大分類)

(その他の追加変数)

ケンブリッジ・スコア、対応する性のケンブリッジスコア、人口ウエイト、新賃金調査の平均時給、新賃金調査のサンプル数、新賃金調査の標準偏差、新賃金調査の非労働力スコア

グレートブリテン1%世帯SAR項目

＜世帯レコード＞

SARs区、風呂/シャワー、集中暖房、内部トイレ、車の保有台数、住居の最下床のレベル(Scotland)、居住面積、居住面積、居住空間の室数、居住空間の所有、世帯人員数、移動世帯

＜個人レコード＞

年齢、出生国、移動距離(移住者)、職場までの距離、経済的地位（第1次）、経済的地位（第2次）、従業上の地位、人種、世帯主、家族数、家族のタイプ、ゲール語(Scotlandのみ)、通常の労働時間、産業分類、非活動長期疾病、配偶関係、(移住者)以前の居住地、職業分類、資格の数、最終学歴、資格名、世帯主との続柄、在留資格(resident status)、性、社会階層、社会・経済グループ、学期中の住所、主たる通勤手段、常住地(訪問者)、ウェールズ語(Walesのみ)、勤め先

＜世帯と個人を関連付ける項目＞

世帯識別子、世帯内の個人番号

＜世帯レベルの追加変数＞

世帯内の居住者数、世帯内の扶養子供数、最年長扶養子供年齢、最年少扶養子供年齢、世帯内の成人居住者数、世帯内の16歳未満居住者数、世帯内の年金者数、世帯内の非活動長期疾病者数、世帯内の有業者数、世帯内の経済活動居住者数、世帯内の失業者数、世帯内の退職者数、世帯内の不治傷病者数、世帯内の経済的非活動居住者数、その他の非活動居住者数、学期中の住所で調査を受けた世帯内

の学生数、世帯内の扶養者数、世帯内の最高齢扶養者数、世帯内の最若年扶養者数、学生のみからなる世帯(学期中の住所)、年金生活者のみからなる世帯、成人のみからなる世帯

＜世帯主に関する追加変数＞

世帯主の経済的地位、世帯主年齢、世帯主の性、世帯主の社会階層

＜個人レベルのレコード変数＞

最終学歴科目群、産業分類、職業(小分類)、職業(中分類)、職業(大分類)

＜家族レベルの追加変数＞

家族内の居住者数、家族内の扶養子供数、家族内の最高齢扶養子供の年齢、家族内の最年少扶養子供の年齢、家族内の成人数、家族内の16歳未満居住者数、家族内の年金者、家族内の長期疾病者数、家族内の有業者数、家族内の経済活動者数、家族内の失業者数、家族内の退職者数、家族内の不治傷病者数、家族内の経済的に非活動居住者数、家族内のその他の非活動居住者数、家族内の学期中の住所で調査された学生数、家族内の扶養者数、家族内の最高齢扶養者の年齢、家族内の最若年扶養者の年齢、世帯主の経済的地位、世帯主の年齢、世帯主の性、世帯主の社会階層

＜その他の追加変数＞

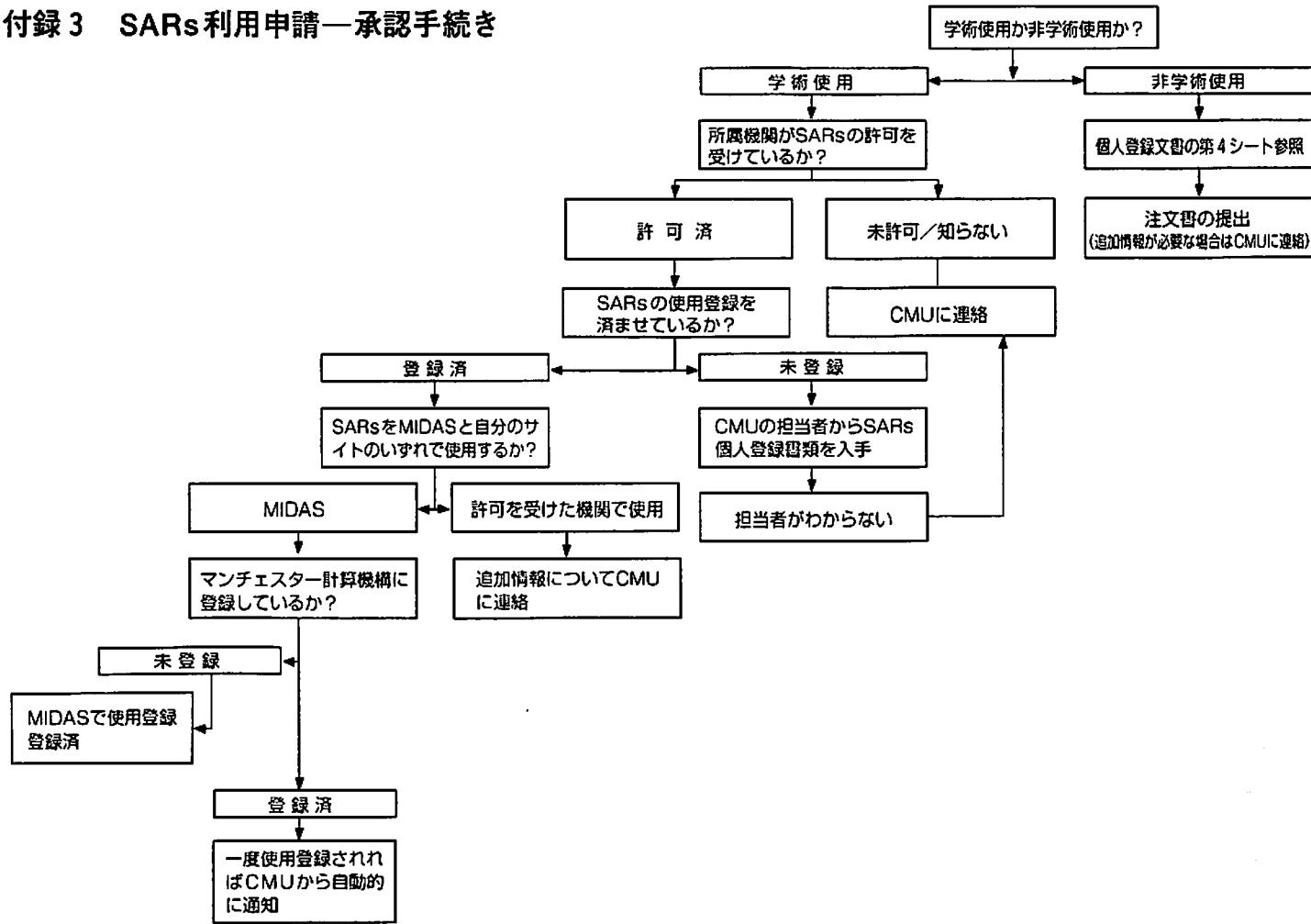
世帯構成のタイプ、ライフステージ変数、扶養世帯、ケンブリッジスコア、対応する性のケンブリッジスコア、ゴールドスロープ階級、女性・就業調査で使用されている階層分類、標準職業分類の単位グループ、新賃金調査の平均時給、新賃金調査の標本数、新賃金調査の非労働力スコア、新賃金調査の標準偏差、国際標準職業分類、標準国際職業威信度、従業上の地位の国際社会・経済インデックス、最小世帯単位のタイプ、最小世帯単位の地位、最小世帯単位の組合せ

付録 2 Academic End-User License

<使用条件>

- (1) SARsあるいはその加工データは、学術的教育ないし研究にのみ使用すること。
- (2) データは、有料コンサルタント、商用あるいは政府ないし地方当局の資金提供を受けた非学術的研究に使用してはならない。
- (3) 特定の個人や世帯に関する情報を入手したり導出したりするためにSARsを、使用しても、使用を試みても、また使用したと主張してはならない。
- (4) SARsに基づく刊行物や報告には王室版権によることを明記すること。
- (5) 許可を受けた学術機関に所属する他の登録ユーザーを除き、SARsおよびその導出データの写しを他に譲渡してはならない。
- (6) SARsに基づくあらゆる刊行物や報告にESRC/JISC/DENIおよびCMUの役割を明記すること。
- (7) SARsの使用に関する年次報告をCMUに行うこと。
- (8) 刊行物および導出データセット（コードブックを含む）の写しをCMUに預けること。
- (9) 所定の登録機関終了時あるいは組織を離れるときにSARsと導出データのすべてを削除すること。
- (10) 別な高等教育機関に移動する際には新規にユーザー登録文書を作成すること。

付録3 SARs利用申請—承認手続き



出所：CCSR資料。

統計研究参考資料既発行分

No.34	国連事務局『性的ステレオタイプ、性的偏り および国家統計システム』	1991. 6
No.35	外国人の地域分布	1991. 9
No.36	ソ連産業連関表とその利用－CISの経済的基礎－	1992. 2
No.37	E C 統計局型アメリカ合衆国産業連関表 －U S 産業連関表の組み替え 1972～1982年－	1992. 12
No.38	日系ブラジル人就労・生活実態調査	1993. 2
No.39	「女性と統計」関連主要文献目次・序文等翻訳集	1993. 7
No.40	インストローと女性に関する統計	1993. 9
No.41	中国統計制度論集	1993. 12
No.42	ジェンダー統計の現状	1994. 1
No.43	ロシアにおける統計制度・政策の改革	1994. 3
No.44	E U 型日本産業連関表（改訂版）	1994. 12
No.45	国連（1984年）『女性の状況に関する統計と指標の ための概念と方法の改善』	1995. 3
No.46	フィリピンの農業統計	1995. 11
No.47	ロシアにおける統計制度・政策の改(II)	1996. 2
No.48	統計価格中国日本産業連関表 1995・1987・1990年	1996. 2
No.49	国連（1995年）『世界規模のジェンダー統計に関する ワークショップ－現在行われている作業と次のステップ－』	1996. 3

統計研究参考資料 No. 50

英国統計制度関係資料

1997年3月

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-02 東京都町田市相原町4342

Tel. 0427-83-2325・2326

Fax. 0427-83-2332

email jsri@mt.hosei.ac.jp

発行人 森 博美

The Japan Statistics Research Institute, Hosei Univ.
4342 Aihara, Machida, Tokyo 194-02 JAPAN